

意之由、先以第一神國之大幸國忠之程、悅敷事に候、乍去此度書取之趣も、先達而已來之趣意之加註にて、無據次第も相聞候得共、屹度箇様と申儀も無之歟に相見候。此上兎や角申出候ては、總而廉立候様に相成而は、實に如此迄、公武一和合體候其妨に相成候ても、残念に候間、先此書附は何と無く返し候儘若州(所司代酒井若狭守)えやはらかに今一應可及内談、何卒一廉箇様と申義、以實意示談有之候は、又々相談も可有之と存候事。

七月十八日(萬延元年)

九條奉答書

此れに就て九條關白は、左の如き奉答書を上つた。

忝給宸翰、謹奉拜承候、殘暑甚敷候得共、益御機嫌克爲成、恐賀不斜奉存候、然者過日内々入天覽候關東より之書取、段々御熟覽被遊候得共、何分御氣色に不入候儘、不廉立若州え返却仕、今一度内評可仕、何分一廉箇様と申儀、以實意示談有之候は、又々被聞食候儀も可有之御事にも被爲在候得共、此書附之通にては、否不被仰下之趣、敬承仕候得共、御沙汰之儀を、猶又奉言上候事、恐入

候得共、此書附者、愚臣一覽候様連、閣老共より若州迄通達之譯に候得ば、此書附者、愚臣之方に御預り申上、篤と若州え可申述覺悟に仕度、唯やはらかに候共返却仕候ては、則御隔意之御譯にも相當り可申、甚以御爲に不宜と、乍恐奉存候、過日も及言上置候通、先今暫何となく被捨置候て、御勘考中と計にて、延引之御模様にも致し置、其間に愚臣より若州え心得を以、今一應箇様と申儀、以實意示談之趣、及言上候は、宜候哉と存候、右様に應接致候は、和談とも存候間、乍恐此段言上奉申置候、先者艸々御請迄亂雜書體恐入候得共、御憐助之程奉願候、誠恐誠恐頓首謹言上。

七月十八日

尙

忠

酒井の奉答書修正

此に於て九條尙忠は、酒井所司代に、今少しく明白に、叡旨遵奉の趣を奏上す可きを諭した。仍て酒井所司代は、更らに老中の奉答書を修正して、之を九條關白に上り、更らに議奏久我建通、中山忠能、正親町實正(正親町は、六月廿二日議奏に補

せらるる)に向つて、内願の趣旨を貫徹す可く、盡力せんことを依頼した。その修正文が、前掲の奉答書だ。(參照 二七一三〇) 而してその際、酒井の副書は左の通りであつた。

酒井副書

過日御渡被下候御趣意書之御寫(參照前掲)謹而拜見仕、御内沙汰之趣、夫々奉畏候。右者私一己に御請申上候儀も奉恐入候に付、早々以急便年寄共え申遣候處、年寄共にも尙又精々盡評議候趣に候得共、急度箇様と申儀、外に是と心附候廉も無之候間、此上は蠻夷御拒絶之儀、年限を相立、是非々々御拒絶可相成と之儀、急度申上候より外無之、併し右者不容易儀には御座候得共、右之外急度箇様と申候儀、再三盡評議候得共、別段申上候箇條も無御座、尤右年限を申上候段者、萬一夷人等致傳聞候ては、以之外之次第、實に難致發言、大切之儀には御座候得共、追々之御内沙汰も有之、且御縁組之第一條は、天下之御政治にも拘り候御次第に付、偏に御許容被成下度、懇願仕候儀に御座候間、不得止此度御返答書に、右年限をも認め加へ、以急便差越候間、最前奉指上候御返答

書と、御引替之儀奉願上、右程迄にも、懇願之次第に付、此度は幾重にも御許容之儀、私よりも十分に盡丹精可奉願上旨申越候義に御座候、依之右返答書(參照 二七一三〇) 奉指上候間、最前之御返答書と、何卒御引替被下置、且右程迄も申越候義に付、此度は何卒御許容被成下候様、於私も只管奉願候。

七月

酒井若狭守

幕府御降
察專念

此の如く修正の奉答書は、八月二日もて九條關白より上ることとなつた。されば蠻夷拒絶の期限を、八年乃至十年としたるは、元來幕府側の本意でなく、主上よりの奉答書御却下により、所謂「不得止」此度御返答書に右年限をも認め加へたる次第だ。當時幕府は只管ら、和宮御降嫁の目的を果すに急にして、その爲めには何事をも犠牲として顧みざる體たらくにて、その爲め前記の如き、空證文を差し出すこととなつたのだ。

第七章 和宮御降嫁の裏面運動者

【三二】橋本勝光院の書翰

昭和七年二月十日、滿目白雪の曉前稿を續く。昨夕八時頃前大藏大臣、現民政黨筆頭總務、選舉長井上準之助氏、一壯漢に射殺せらる。私怨にあらず、公憤と云ふ。然も世の中には、實に思ひ掛けなき事が續出する。

幕府の覺悟

主上には和宮御降嫁の事を、飽迄拒否せんとお思召であつた。然も幕府側は非常なる意氣込にて、遮二無二此の目的を達せんとし、その爲めには如何なる犠牲を拂ふも辭せざる覺期であつた。されば彼等は再三再四、表向からも、老中連署もて、此事を請要したるばかりでなく、其の裏面の運動は、更らに甚だしきものがあつたらしく思はるゝ。而して此れには酒井所司代の手が、最も拔目なく

裏面運動者

動いたものと察せらるゝ、
尙ほ此の裏面運動者の中には、江戸には故將軍家慶の上臈であつた姉小路―
現在は隠居して橋本勝光院―があり、一方京都には結紳群中の傑士、岩倉具視
があつた、而して姉小路は、和宮生母の實家橋本家の一族である姻縁を辿りて、
橋本家の當主宰相中將橋本實麗及び和宮生母橋本觀行院等が、御降嫁に反對
を唱ふるに對して、之を解諭す可く、岩倉は直接主上に對し奉りて、此事御決行
の必須を力説し、各々運動する所があつた、

勝光院書
翰提出

而して橋本勝光院が、六月二日附にて、橋本實麗に與へたる書翰は、橋本觀行院
が、六月二十日參内して、同書を御覽に供し、橋本實麗は、議奏久我建通によりて、
聖意の在る所に従ひ、勝光院への返書を遣す可く言上した而して、姉小路の書
翰は、實に幕府の御用側取次、坪内伊豆守の意を承けて認めたるものにて、坪内
は亦た幕閣の意を承けたることは固より云ふ迄もない、

勝光院書
翰文本

扱は過月、五月、廿八日御用御取次坪内伊豆守どのより、御内用の義に付、面談

致し度、此方え出候筈ながら、此役柄他出なり申さぬに付、宅え參り呉れ候様
との頼に付、昨朔日(六月)出候ところ、老中より段々傳言のよし、和宮様此御地
へ、御縁の義御懸合に成り候處、御所にても御承知にも有らせられ、有栖川宮
様、關白様、其外御役中にも御同様のよしにして、橋本家え御内達しに成り候
處、どふか御手前様(橋本實麗)觀行院殿には、嚴敷御不承知の由、段々の趣、所司
代より申越、一つ〳〵の處、何共御尤には存せられ候由、

と説き出して、橋本家が此際不承知を唱ふるも、一應は尤の次第であるが、然も
此の御降嫁一件は、天下の爲めにも、朝廷の爲めにも、大切の事なれば枉げて承
知して貰ひたいとの意味を縷述してゐる、

御承諾の

然る處、此度の御義は、一昨年來(安政五年)よりの御次第、水戸殿よりも、彼是の
御次第にて、兩御地(江戸と京都)先づ御折合も御よろしからず、何とも關東に
ても恐入らせられ候御義に付而者、此たび御縁組とも遊ばされ、御親く成
らせられ候はゞ、天下太平の御もとと思召させられ、老中初一とう尙更恐

入候よし、何とぞ御調ひにいたし度、かつは御所何かの御都合にも成らせられ候御事、旁御宜敷や、だん／＼の申聞ながら書取がたく、御手前様にも御趣意の御ところは、御伺も候事、先かひつまみ御趣意のみ申入候。

橋本不承
知の不利

と云うてゐる、而して彼女は更らに別紙に、

添へてくどふも申入候が、御所向にて御承知の處、御手前様のみにて、御差支となり候ては、仰上の處は、御尤様ながら、御爲めにも宜しからぬ御事と存候まゝ、是非／＼御承知のやうにと存候。

と云ひ、更らに、

殿敷御不承知の處、御察もなくかやうに申上、思召の程もいかゞながら、本文の次第故、何分にも御汲とり被下候。觀様(興行院)にも、只今の處は、どのやうに御残多にも思召上の御事ながら、又々御宜き御次第にも成候御事も御座候と存候。

如何にも此様の文句は、十分橋本兩人を動かすに足る力があると思はるゝ。

〔三三三〕 岩倉具視意見書を上る (一)

岩倉意見
書

當時尤も主上の御心を動かし奉りたる一は、恐くは、岩倉具視の意見書であらう。岩倉は其の官職から云へば單に侍從に過ぎなかつたが、然も其の才力氣魄は、嶄然として、公卿の間に頭角を露はし、公武の間に於て、既に周旋者の一人であつた。彼は主上の御諮問に對して、左の意見書を上つた。

間部願
意の次
第

臣具視謹で言上仕候。關東より和宮御縁組を内願仕候に付、奉蒙御咨問候段、不堪恐懼候。臣具視愚見言上仕候。一昨年(安政五年)中、間部下總守上京、戎夷假條約調印之儀を言上仕候節、先役堀田備中守の專斷に出候者なるも、今日急遽に條約引戻之儀を及談判候ては、不信の名義は我に歸し、彼が忿怒を激成して、如何なる異變を爆發仕候哉も難計、殊に今日は全國の軍備未だ相整不申折柄、異心を挟み、惡謀を運し候者も有之、一朝洋禍の起り候事に遭遇仕候は、内亂之に乗じて蜂起仕候儀は、必然之勢にて、天下土崩瓦解仕候ては、復

た如何とも難仕候間、戎夷假條約引戻之儀は、御猶豫被成下候て、暫時内外之形勢、御覽被遊候様願度旨言上仕候に付、朝廷に於ては不被爲得止下總守願意之儘、御聞届相成候儀に有之候。

條約調印責任者

以上は安政五年間部詮勝上京の際に、奏上したる次第を云ふ、條約調印の第一責任者は、固より井伊大老にして、悉く之を舉げて、堀田正睦に歸する杯は、全く間部の聖明を欺罔したる事であるが、そは今茲に辯明する必要はあるまい。

縁組内願の理由

然る處、關東之老吏等は、熱心に膺懲之典を擧ぐる爲に、軍備充實を計り可申之處、因循苟息今日に至り候に付、天下之人心は彌益歸服不仕、關東之老吏等も、始て畏懼之念慮相生じ、朝廷之御威光を假り奉り候て、關東之霸權を粉飾仕り、天下之人心を壓服爲致候覺悟にて、和宮御縁組を、急速に内願仕り、再三に及び候儀と奉存候。

此れは岩倉の關東に對する觀察だ、如何にも説客の口吻ではあるが、彼が眼中には、既に關東無きを見る可きであらう。

天下の形勢

臣具視熟ら目今天下之大勢を觀察仕候に、御國內億兆之人民は、億兆之心を懷き、銘々其方嚮を異に仕候て、外は五蠻(米、英、佛、露、蘭)の大敵諸港に幅湊仕、動もすれば蚌端を開き、御國政に干犯仕、其垂涎する所の土地を併吞すべきの勢も相見申候、誠に皇國危急之秋にして、不堪憂慮候。

匡濟の長計

此れは目今天下の形勢に關する、岩倉の觀察だ、土地併吞の文句などを見れば、岩倉は薄々も對馬に於ける英露の葛藤事件をも、關知したものであらう。依之其匡濟之長計を愚考仕候に、關東え御委任之政柄を、隱然と朝廷え御收復被遊候御方略に被爲據、先づ億兆之人心を御收攬、其歸向する所を一定爲致候て、輿議公論に基づき、御國是を儼然と御確立被遊候半では難相成と奉存候。

關東に委託せられたる政權回收、此れが大眼目だ、然も隱然の二字が、尤も注目するを要する。

關東無力

目今關東之霸權は、最早地に墜ち候て、昔日之強盛には無之、井伊掃部頭は、大

政權收復の計

老之重職に居候て、自己之首領さへ保護難仕、路頭に於て、浪人之手に相授け申候。是れ明確たる一證に御座候。全く岩倉の云ふ通りだ。井伊の横死は、實に關東覇權に對する一大打撃であり、且つ覇權消磨の一大廣告であつた。箇様に覇權の地に墜ちたる關東に御依頼被遊候て、内憂外患を防遏仕り、皇威御更張と申儀は、世俗の諺に申候、長竿を以て天上之星を敲き落すが如き者に御座候て、徒勞多く實効を見ること能はざる義と奉存候。因て關東え御委任之政柄を、隱然と朝廷え御收復被遊候方略に被爲據、輿議公論に基き、御國是御確立被遊候儀、天下之爲め、長計不過之儀と奉存候。如何にも堂々たる大議論、維新中興の氣運は、既に此中に動きつゝあるを見る。彼の眼中既に江戸覇府は無かつた。

【三四】 岩倉具視意見書を上る (二)

機を待つ
の利

岩倉の博辯雄舌は八面無礙であつた。彼は關東の覇權は既に銷沈して、井伊大老さへも、白日公然其元を、浪人者の手に授けたる事實を援き來り、到底此れに依頼して、皇威擴張などすることの難きは、長竿もて天上之星を敲き落すの類と斷言した。(參照 三三) 然も彼は更らに論勢を一轉して曰く、

乍併此大事業を急遽に成就仕候には、固より口舌の能く爲す所には無之候。必ず干戈に訴へ不申候半では難相成。左候ては却て天下之大亂を可醸之基とも相成、不可然候、只々時機到來を御待被遊、漸次其指針に従ひ御動き被遊候半では難相成候。

要するに岩倉の意見は、主上に對し奉り、時機到來を御待被遊と申す一點にある。

野心者
起の恐れ

今日關東之覇權は、最早衰運とは乍申、東照公以來二百餘年間太平を被致候

得者、其德澤は人心に浸染仕居、譜代恩顧之大小名も、澤山御座候間、萬一にも干戈を以て、多年失職之罪を被爲問候御舉動被爲在候得者、譜代恩顧之大小名は、主家之滅亡を悲歎之餘り、倒に戈矛を執り候而、朝廷に敵對し奉り候義無御座とは難申、又其他の大小名に於ても、朝廷之御私戰と相心得候て、傍觀兩端を持し可申様にも相成り、勢之強弱を觀察仕候て進退を決し可申場合も無御座とは難申、加之一隅に割據仕、時機を相待候て動き可申者も出來仕、遂には關東に代り、霸權を掌握可仕之謀策を運し可申者も、無御座とは難申候。

此れは萬一朝廷が武力もて皇威恢復となるに於ては、譜代大小名は、自己の利害から幕府に味方して、朝廷に向つて弓を挽き、外様の者は形勢を觀望し、而して其の野心あるものは、更らに取りて江戸幕府に代らんとする者さへ出で來らぬとは必し難しとの意味だ。

浮浪暴舉

若又此虛に乘じ申候て、浮浪過激之徒は、五蠻(米、英、佛、露、蘭)の商館を燒打抔仕

五蠻侵人の恐れ

り、一時の快意を取り可申者も出來仕候て、五蠻之者は申合せ、此暴行を防禦可仕を名と致候て、疾呼長驅仕り、沿海之國郡を掠奪仕り候て、擅に其國之旗幟を建つる様之事柄無御座とは難申候。

此れは浮浪の暴舉より、内外の交戰となる惡結果を云ふ。

箇様に相成候て者、内憂外患一時に差迫り、儼然と御國是を御確立被遊度御盛意は、却而五蠻之術中に陥り候拙計と相成可申次第に御座候て、識者之所不取に御座候。

其實を取るの利

此の如く急遽恢復の惡結果を縷述して、更らに論勢を一轉して曰く、目今之時機は、先づ其名を被爲棄候而、其實を被爲取候御方略、肝要之御事と奉存候。

内願許可の利益

此に到り初めて本題に入り來る。幸にも過日以來關東より熱心に和宮御縁組を再三及内願居候儀故、朝廷に於ては、特別出格之聖恩を被爲垂候て、關東之内願を、御許容被爲在、公武御一

和を、天下に表示被遊候て、漸次に五蠻の條約引戻は勿論、御國政之大事件は、奏聞の上、夫々執行可仕様關東え懇々と御沙汰被爲、在候得者、關東に於ても、朝廷より特別出格之御保護を蒙り奉り候儀に付、御沙汰に背き奉り候儀は出來難仕、必定御請可仕と奉存候。

千室萬流全く和宮御降嫁の一に會注し來る。其の論鋒の圓轉滑脱殆んど捕捉する能はざる概がある。

實權把握の策

箇様に關東え御委任之政柄を、隱然と朝廷に御收復之御方略に被爲據候得者、大政御委任之名義は、猶關東に存在乍仕、其實權は、朝廷に於て、被爲握候御事に相成可申候。

此れが所謂る名を棄て實を取る所以である。而して更らに論鋒を廻轉し來りて曰く、

皇威消長に關する大事

今日は和宮御一身は、實に以て九鼎よりも重く被爲、在候而、御縁組之内願御許容可被爲、在と不被爲、在御儀は、皇威之御消長に關係可仕候間、頗る御大事

と乍恐奉存候。

主上も此處まで叡覽あらせられたらんには、如何にも尤であると、宸慮を動かし玉はずしては止み玉はぬであらう。

就而者關東え者、先づ五蠻條約引戻之儀、速に實行可仕様御沙汰被遊候て、眞實之御請も申上候は、皇國之御爲めと被思召、和宮え御勸被遊、御納得被爲、在候得者、關東え御縁組之内願、御許容之御沙汰可被遊御儀と奉存候。右者不憚、忌諱言上仕候。宜仰聖擇候。誠恐誠惶頓首謹上。

具 視

平和解決の楔子

第一には關東の頼む可からざるを云ひ、第二には然も關東の情力容易に侮る可からざるを云ひ、而して武力解決の百害ありて一利なく、平和解決の百利ありて一害なきを云ひ、而して平和解決の楔子は和宮御降嫁勅許にありと云ひ、然もそれには先づ幕府をして、五國條約取消實行の勅命遵奉を奉答せしむ可しと云ふ。蓋し稀有の大文字、而して主上も遂ひに之を嘉納し玉うたことは、事

實が雄辯に此れを立證してゐる。

第八章 和宮御降嫁拜承の經緯

【三五】 主上の御決心和宮を諭させ玉ふ

岩倉意見書の效果

岩倉具視の意見書が、聖斷の由つて來る、重なる一の動機であつた。而して此れより既記の通り、再度の勅書となり、(參照 二六) 而してそれが聖意に副はず、更らに御却下となり、(參照 三一) 而して酒井所司代によりて修正せられたる閣老連署の奉答文となり、(參照 二七一三〇) たる次第だ。されば此の事件には、表面の交渉以外に、江戸に於ては前家慶將軍の老女姉小路即ち橋本勝光院、京都に於ては岩倉具視の存在を記憶せねばならぬ。(參照 三二)

主上御觀念

斯る經緯を經來りて、主上にも彌よ幕府が五國條約引戻の聖旨を遵奉するを明々白々に奉答したる以上は、最早和宮御降嫁の儀も、止むを得ずと御觀念遊ばされ、八月六日(萬延元年)久我建通を、九條關白の邸に遣はし、宸翰を賜はり、橋

和宮御命

本實麗をして、和宮に諭さしめ玉うた。その宸翰に曰く、

如例亂筆高免御推覽頼入候事、何茂荒々。

濼々敷天象に候處、彌御安全令賀候。然者和宮縁組之儀、追々關東より申越、誠に不得已無餘儀。次第、早々内定之事願候哉とも相聞候間、鬚夷掃除後之入城に候はゞ、此邊に而許容に可及哉と存候。先日橋本宰相中將面談之節、申口にも前條之通候はゞ、本人えも勸め可申由にも候へ共、直對にては、斟酌之邊も有之候間、右邊篤と勘考取計可有之候。

主上には、鬚夷掃除後之入城と御考へ遊ばされてゐたことが判知る。幕府では和宮御降嫁の目的を達成する方便としての奉答を、如何に眞面目に、主上が御受取りあらせられたか、判知る。

且有栖川宮之處も、程能勘考有之様と存候。和宮之處、未だ不説得候間、從尊公(九條尚忠)宰相中將(橋本實麗)觀行院(和宮生母橋本經子)等面會にて、右之様都合克商量有之候はゞ、此邊にて内定にも及候半歟、何分兩人え段々之無餘儀

次第を、吳々も早々説得有之度候。此段早々申入候、何も荒々、

就ては二日御入來之砌之武邊書札を、兩人え尤御見せ可爲專一事。

八月六日

此

花

關

白殿え

主上御苦衷

以上の宸翰を拜讀すれば、主上の御苦衷も亦た拜察するに餘りある。而して九條關白は、其の翌日も、橋本實麗を招き、叡旨の在る所を諭した。其の次第は、同人の日記に詳悉してゐる。

九條橋本を諭す

八月七日戊辰、巳刻(午前十時)許參殿下、依召參上之旨、以諸大夫申入、良久令面會給。和宮御方從關東縁組之事先達以來、段々御理御往復之處、強て懇願に付、此上は主上にも被遊方無之候に付、氣毒には被思食候得共、御本人へ御勸申上候様、從予(橋本實麗)可然申上候様、勅諭之趣傳給、於予誠迷惑之儀、且申上兼候次第に候間、理申上之處、勅諭之儀、乍氣毒宜頼入之旨示給。(原注 其事兼可有知、斯存之間、去五月九日、召御前之時、御理申上之處、及子委事、無是、非、次第也)

橋本不服

如何に橋本其人が此事に不服であり、不承知であつたかは、其の心意氣が、文字の外に躍如としてゐる。而して九條關白が溫言示諭の狀、亦た見るが如し、且申上兼候次第とは、和宮に對して、此事を開口し能はざる意味だ、主上さへも直接御諭しを憚からせ玉ふ程なれば、左もある可き事であらう。

不得止先御請申入、右に付、從閣老之書取、從此方被達候御趣意之寫等被爲見、則借請退出、于時午半刻(午後一時)許也。

橋本和宮に參上

斯くて橋本實麗は、當日未の刻(午後二時)過、和宮に參上した。

未斜參和宮、從殿下被命之次第、且勅諭之趣等、言上之處、御迷惑御困之御様子、誠恐入候事共、筆頭難盡、猶篤と御勘考之上、御答可伺申上、觀行院へも篤と申入候様、殿下有命申示。

如何に和宮が、當惑遊ばされたるか、是亦た紙外に看取せらるゝ、問題は此れが爲めに、更らに一曲折を経ねばならぬこととなつて來た。

【三六】 和宮拜辭の書を上らる

和宮斷りの御決心

和宮の關東行を好ませ玉はざることは、確定の事ではあつたが、然も其の御決心の斯くまで強くあらせられたことは、九條關白は固より、主上にも恐らくは意外にあらせられたであらう。尙ほ橋本實麗の日記を案ずるに、

八日(萬延元年八月)己巳卯刻(午前六時)參和宮、今朝爲御使、勾當掌侍(高野房子)

參上之旨被告、依之、其以前言上之事有之、須臾退出、午後參殿下(九條關白)昨日拜借書取返上、並和宮御返答、猶御勘考之上、御沙汰之旨、以諸大夫(原注 芝兵部權大輔)申入。

以上によりて八日の一日は、和宮に於て、御考慮と申すも、其實は御理に付ての申譯や、手續に就て、それぞれ相談あらせられたことが想像せらるゝ、此れに就ては橋本實麗も、橋本觀行院も、勿論同一の意見であつたことは云ふ迄もない。

九日(萬延元年八月)庚午巳半刻(午前十一時)許、參殿下、以諸大夫(原注 朝山治部

橋本和宮御説得謝

權少輔)御面會之事申請、須臾令對面給。一昨日示給和宮御返答(原注 昨日以藤御乳示給、今朝被召被仰趣にて申入)篤と御勘考之處、此儀被爲恐入候得共、幾重にも御理被仰上度旨、宜申上御沙汰之旨申入。殿下にも品々御心配之由、何卒今一應可申上哉之旨示給。然昨日以勾當掌侍御勸被爲在候處、直御理被仰上候由故、幾度申上候とも、御承引有間敷候間、御理申上了。

此れにて見れば、主上に於かせられても、和宮を諭し玉ふには、表からも裏からも、方便を用ひ玉ひしことが判知る。然も和宮にも、その防禦に付て、彼是と御心配あらせられたるは、上記によりて知るに餘りある。

和宮拜辭書

尙ほ和宮には、八月八日左の一書を宮中に上り玉うた。

伺扱へ、おどろき入參候、何とぞ此儀は恐入候へ共、幾重にも御斷申上度願參候。御上御そば御はなれ申上、遙々まいり候事、まことに心細く御察し戴度、吳々も恐入候へ共、よろしく願入參候。折から御用心様あらせられ候様、存上參候、めで度かしく。

けふもよきはれにおわしまし候、彌御機嫌よく成らせられめで度有りがたがり參候。左様に候へ者、私事關東え參り候事御斷申上候處(此れは是迄の事)、御上にも御不承知にてあらせられ候まゝ、安心のやう仰戴き辱り參候て、御禮申上候せつ、御書にて安心の様仰せいたゞき、誠に大安心辱り參候。(此れは是迄の事)昨日御沙汰のよしにて、關白様より御委く宰相中將橋本實麗)元御沙汰のよしにて、かしく。

言 上

か

す上

誰ぞ申給へ

右要領 此の如く從來和宮は勿論、主上にも、御不同意にて在らせられたる御降嫁一件を、今更ら御勸めありても、和宮には御理りになること、恐縮の至りではあるが、致し方なしとの意味、前後通覽すれば、自から分明だ。されど八日高野房子(勾當内侍)が宮中の御使として、和宮邸に参りたるは、恐らくは此の上書の爲めではあるまい。そは同日午前六時に、前記の如く橋本實麗は、和宮邸に参入して、高野

宮御生母の斷り

房子への御返事に就て、打合せ置いたからだ。尙ほ主上は和宮の生母橋本觀行院をも諭さしめ玉うたが、觀行院も亦た御理りを申上げた。

十二日癸酉、今日觀行院參内、過日以長橋御沙汰之御答被仰上。

此の如く橋本實麗は記してゐる。

關東申條

此間長橋様御使に御參りの節、私にも拜見致し候老中方の書取之内に、七八か年の間には、異人共退散に成候様の御工夫のよし、然しながら夫とても宮様御下向の上ならでは、御所關東の御間柄、御和親の事、世上へしれがたく候故、先手始は御縁だんの事かんじんのよし相見え申候。

此れは關東方の所言。

勤め方の一案

扱又長橋様御咄、七八か年もたち、異人の事も相濟候上ならば、御承知も遊ばし候やとの事故、左候は、たゞ今御治定にて、御結納も御濟しおかれ候は、世上へ御和親の事も相連れ候事故、異人も退散致し、嘉永の頃に引戻り候後、

御下向に成參候御事にも候は、御上にも御安心、萬民も有がたがり、天下泰平に相成候事故、誠に御いや様の御事には候へども、先年より異國の事は、御心配の御事、左様にも相成候は、御上にも御安心の御事故、又々御勧め申上様も御座候へども、

以上は長橋局の言に對する意見。

強ひて勸説の辭

夫とてもたゞ今だけの御約束にて、七八か年も立候ても、異人へ關東より應對引もどしも、とくと濟申さぬ内に、御結納も相濟候事、かつは御年も段々めされ候など、申、御下向の事、關東よりしひて申參り候様なる事も候は、御すゝめ申上かね候。

此れも一應尤の事だ。

その邊しかと致し候書物にても、關東より參候事にも候は、兄(橋本實麗)私ともども精々御すゝめ申上試み候はんながら、右の御事御むつかしき事も候は、御すゝめ申上候事は、幾重にも御斷申上候。

關東申出の無理

此れは全く出来ない相談だ。

全體關東より申立候御事は、引不申候よしながら、此御事はよほど御心りなる御事故、幾重にも御斷の事、御勘考遊ばし進られ候はねば、實々なげかはしく恐入く存參候。

此れは如何にも思ひ切りたる文句だ。如何に橋本一家が、此事に大なる反對であつたかが判知る。然もそれと申すも、畢竟和宮御自身が、尤も關東行を好ませ玉はぬからであることは勿論だ。

【三七】 和宮拜辭に付宸翰を九條關白に賜ふ

久我建案

和宮の御辭退は、主上にも全く當惑に思召れた。議奏久我建通は申す様、幕府には既に主上の叡旨を奉じ、攘夷の年限を定めて、此事を懇請したるに、今更ら

宸翰を九條に賜ふ

宮御一個の御都合にて、その内願を斥け玉ふは、頗る穩當を缺く。されば止むなくんば和宮に代ふるに壽萬宮を以てし玉ふ可き也と。壽萬宮は安政六年三月二十二日御誕生あらせられたる皇女にて、生母は堀河紀子、御齡は未だ二歳に満たない。此れも畢竟幕府に對する、義理上の申譯である。

此に於て主上にも、久我建通の意見を容れ玉ひ、十三日、關白九條尙忠に向ひ、左の宸翰を賜はつた。

(上略) 和宮一件之事に付、昨日觀行院(和宮生母)入來、乞面會候て承候處は、只管御斷被仰入候。橋本觀行院に於ても、宜願入と計に候。扱次之間にて三頭(大典侍、新大典侍、勾當内侍の三女官)へ面會にて別紙(參照 三六)差出候事に候。

昨日は別に無答歸り候處、全體過日來より、毎々尊公(九條關白)へ申居通、餘り無聞譯次第、且兩人(橋本兄弟)之處、違勅不相濟候へ共、頓と此は無致方候間、即別紙愚存、今日(萬延元年八月十三日)新大典侍、長橋等、使にて和宮へ申進候仍從尊公も速に若州(酒井所司代)へ御應接有之、關東へ可有通達、何分にも如何

主上御當
意

程申候ても、和宮も無承知、兩人も斷計、運命之段、委細に御申遣し、仍予實心配候。即別紙之通に候間、只讓位開濟に成様御骨折にて、御申遣頼入候事。此れにて拜見すれば、主上の此の問題に對する御意氣込も、容易でなかつたことが判知る。

且又極密々尊公迄○印一紙御目に掛申候、个様之書附之事故、是は決而予申候事にては、〔原のママ〕本紙と觸候間、實々○印之方は、他人は誰にても、決而御無用、尊公御一人之御含之段頼入候事〔中略〕林丘寺は、深々宮頂戴從來願居候事、調度此度和宮至極と存候事、是も極秘々々、猶又宜御商量頼入候事、何も荒々。

而して其の御別紙は、實に左の通りだ。

今度縁組之事に付、一廉相立候は、精々和宮へ可申諭之儀申出候處、若狹守〔酒井忠義〕にも丹誠有之、關東にも蠻夷拒絶之儀は、七八个年乃至十个年も相立候内には、是非以應接引戻乎、又は振干戈加征討候乎、萬一彼より兵端を開

蠻夷に對
する關東
處置

緩々説得
の御考

き候歟、又は背條約候歟、又は國制を犯し候儀、於有之は、速に所置云々事迄、言上に相成、誠に以滿悅候。

右は幕府が、主上の思召を遵奉して、奉答したる次第に就ての御言。

如此迄に申越候上は、何卒當人〔和宮〕納得候様にと、精々取掛り候處、尙又理被申候處も甚氣毒、哀憐は不及申、且先朝皇女之儀、殊に異腹にも有之、旁義理合も有之、火急理不盡にも難押付、此上は無理にと申候得ば、不慮之儀も可出來、頓と夫も心配候得共、可成丈緩々説得之心得候得共、急に内定迄には不至と存候。

以上は主上と和宮との御間柄に就ての御苦衷の次第、及び事情。

壽萬宮問
類御提出

右之次第故、色々所望之儀は、於關東も勘考吳候儀、只斷とのみ難申出候儀、實に一和之上之一和と悦居候甲斐も無之、關東へは失信義候間、一向急ぎ申候儀なれば、壽萬宮にては如何哉、幼年にて不好哉、一人之女子故少々は哀憐も加り候得共、公武一和之儀、夫には難替、爲天下之に候得ば、尤可及熟談、早々内

定と存候。夫も不整且和宮も堅く理と相成候はゞ、實々無致方對關東失信義候譯柄故、一決候儀も有之候。吳々も如此迄に關東にも加勘考吳候故、甚心配事に候。

右之段從尊公巨細に、若狹守(酒井所司代)へ可被示談様頼入候事。

主上御信

此の如く主上には、既に關東が其命を奉じたる上は、朝廷にても御降嫁勅許あらせらる可きが當然であるに拘らず、和宮が御理りとありては、信義を缺かせらるゝから、皇女壽萬宮もて、之に代へられ、若し關東にてそれも整はず、且つ又到底和宮も應じ玉はぬとならば、此上は御讓位の外なしとの御心底を打明け遊ばされたものだ。信義の二字は主上の尤も大切に思召したる所である。

【三八】 九條關白酒井所司代に向て宸翰の旨を申達す

九條氏奉答

九條關白は、宸翰を拜受して、左の如く奉答した。

忝給宸翰奉拜誦候。秋冷不順之氣候、益以御機嫌克被爲成恐賀不斜奉存候。然者和宮御縁談一件に付、過日より段々御配慮之事被爲有候へ共、幾重にも和宮に於て、御理被仰上。此上者被遊方不被爲有候儘、御別紙(參照三七)之御趣意を以、巨細に若狹守え可申達之旨、委細蒙御沙汰、畏入奉存候。乍併關東之聞込如何御座候哉。是又愚臣も深々恐入存候。何分唯今之處に而者、實以御心配之被遊方不被爲在と奉恐察候。先々若狹守(酒井所司代)え内談仕、關東え程能可相達候様取計候覺悟候。甚以大亂筆之御請、深々恐縮仕候。幾重にも御憐愍之程、乍恐奉願候。誠恐頓首頓首謹言上。

八月十三日(萬延元年)

尙 忠

三頭御中 え

御返事參候

勸修寺徳子の宮御勸説

尙は當日、新大典侍勸修寺徳子は、勾當内侍高野房子と與に、内旨を奉じ、和宮に

第八章 三八 九條關白酒井所司代に向て宸翰の旨を申達す

謁し、關白に賜ふ所の勅書〔參照 三七〕の謄本を台覽に供し、更らに熟圖あらせられんことを上言し、和宮には十六日を期し、その思召を上言あらせらる可き旨を奉答せられた。此事に付ては、橋本實麗は、左の如く記してゐる。

十三日甲戌、今日新大典侍、勾當掌侍等、爲御使、參上於和宮御縁組之事、強て御沙汰云々、歎息之至也。

關白所可
達への申

と、而して九條關白も亦た勅旨を奉じたる上は、今更ら致方なく、之を翌十四日、所司代酒井忠義へ、左の如く申達した。

過日來關東より和宮御縁談之一件に付、御沙汰之御趣意、每度御應接にも相成、猶又於關東も格別に御心配之一廉被及言上、逐一に入天聽候處、格別之御配慮にて、程能被聞食、此上方今難默止之御譯柄、且又四海之人民迄も、御一和之邊、自然と顯れ、國內安穩、治世に至候儀、於禁中も御満足之御時宜に候間、種種様々御配慮之上、彼是御手を盡され、和宮御納得に相成候様、内外御取計ひにて、宮へ被迎進候得ども、唯々御譯なく御斷とのみ被仰上候計にて、頓と御

工風之被遊方盡。

以上は此の一件に關して、是迄の成行を云ふ。

左候は、關東へ御斷と計、御返答にも相成候時は、悉皆誰承候人人等、(マ)御一和之邊、疑惑を相立候振合に相當り候故、深々御辛苦被遊候ても、御本仁御不承知にて、御斷之儀無是非別紙御趣意書之通、辭別て御返答被仰進候御事にも候間、其元(酒井所司代を斥す)前顯之御次第無據御譯合等、能々御推察之上、篤と老中衆へ可然被及通達候様宜頼入存候事。

申達別紙

其の所謂る別紙は左の通りだ、而して其の前段の文字は既掲〔參照 三七〕と重複するから、其の末節だけを録せんに、

實々被遊方無之、被對關東ても被失信義候譯柄故、於上は不容易御一決被遊候程之御思召にて、御心配之御事にて御座候、於大樹公も、不惡御賢察給候て、此後逆も不相變御一和之儀、被爲在度と之叡慮にて御座候、此段宜敷關東へ可被爲御返答候様、存候事。

局面展開の要

此れは申す迄もなく、表向きの沙汰であつた。然も幕府でも千辛萬苦の上、枉げて主上の御聽許を被り、彌よ其の目的を達せんとする九分九厘のところにて、其事が畫餅に歸することは、固より堪ふ可からざる事だ。將た九條關白側に於ても、亦た同様の遺憾がある。されば此の際、何とか局面を展開せしむ可き方便を廻らす可きは、當然の事であらねばならぬ。果然其の方便は、此處に出で來つた。

【三九】 和宮御降嫁拜承の奉答

鳥田宇都の運動

方便とは別儀でない。九條關白の家宰鳥田左近(龍章)は、同じく九條家の諸大夫宇郷玄蕃頭(重國)と相謀りて、桂御所の侍塚田左衛門大尉(季應)をして、和宮の御乳人田中繪島(橋本の日記に、藤御乳と稱したる女)に、左の如く説かしめた。橋本

其口實

實麗、及び其妹橋本觀行院は、和宮御縁組に付て、他迄不同意を唱へ、宮を教唆し、御辭退をなさしめたに就ては、關白及び議奏、傳奏の方々、詮議を盡し、彌よ橋本宰相中將(實麗)は落飾、觀行院は、蟄居仰せ付られんとしてゐる。されば御身は、須らく宮に御縁組御納得遊ばさる様、取り計れよ。若し御身も橋本兄妹と味方して、御縁組を妨害することあらば、永御暇を下さる可しと。

運動奏効

此の方便は、全く的中した。繪島は之を聞きて且つ駭き、且つ懼れ、橋本實麗と相談して申す様、宮の味方は只だ御身等兄妹のみ。然も此方は關白殿を始め、滿廷皆な然りである。所謂る多勢に無勢、到底不納得を押し通すことは、六ヶ敷からむ。然も宮の杖とも柱とも御倚信あるは、御身等のみである。若し御身等にして御咎め仰せ付らるゝに於ては、宮は全く孤立となり玉はねばならぬ。然も關白殿を始め諸役人の憎しみを御受け遊ばすに於ては、向後御所よりの御合力米も、果して如何になるや測られない。現在御知行の收納米百參拾石では、逆も日日の御用度さへも整ひかねつゝあるに、行く先は如何になる可き乎。因ては甚

だ不本意のことではあるが、御縁組の御事御納得の方宮の御爲に宜しからんと。

橋本も繪島の言ふ所を理ありとし、和宮に謁して、其旨を上言した。

宮の御承
諾

仍て和宮には、勸修寺徳子、高野房子が呈したる勅書謄本(參照 三八)を實麗に示し玉うて曰く、斯くまで叡慮を惱まし奉るは、洵に恐れ多い。殊に勅書中には、御讓位云々の文字がありて、之を拜讀すれば、寢食を安んずることが出来ない。因て聖諭を奉承せんと欲す、御身も宜しく予の意を諒とす可しと、此の如くして、島田、宇郷兩人の裏面運動は、宮中より和宮邸への新大典侍、勾當内侍兩使の使命と、相ひ照應して、和宮の御心を翻すこととなつた。

興行院奏
上

斯くて八月十五日(萬延元年)橋本親行院は、和宮の令旨を承け、宮中に參し、勸修寺徳子に就き、左の文を奏した。

此間御使に御參りの節、仰進られ候御口上、かつは御書取、御兩人御いとま後、宮様え御覽に入れ、得と申上候處、左様に相成候而は、誠に恐入思召候ま、此

間長橋様御參りのせつ、御沙汰の由にて七八ヶ年も相立、異人も退散致し候上ならば、御承知も遊ばし候や御尋の御事故、私拜見致し候老中方書取をうけ候て、左様にも相成候は、御勸め申上候様、此間書取にて申入候通を、宮へ段々申上候處、御兩人(勸修寺徳子、高野房子)より御覽に御入れの御書取の通にては、誠に恐入思召候ま、前文申入候通にも相成候は、御いやさまの御事ながら、御上の御爲と思召、關東え成らせられ候ま、能々申入候やう、宮様仰られ候、右の事關東え仰進られ、御返答御聞遊し度、此段吳々も御願遊ばし度思召候。

前文の中に「御いやさまの御事ながら、御上の御爲と思召、關東え成らせられ」の一句は、正しく和宮の御心中を活描してゐる。而して別紙は左の通りだ。

別紙

一 明後年先帝様(仁孝天皇)御十七回忌御廟參すませられ候後、御下向に相成候事。

御承諾の
條件

並に先帝様御年回度毎に、御上御機嫌御伺、御廟參旁、御上洛相成候様の事、

一 御本人様御始、御目通へ出候もの、萬事御所風の事、

一 御居なじみあらせられ候まで、女中しゆうの内一人、御拜借遊し度事、

並に三仲間の内、三人附られ度事、但御附きり御六ヶ敷あらせられ候へば、交代の事、

一 御用の節々は、橋本宰相中將下向の事、

一 又御用の節には、上臈御年寄の内、御使として上京の事、

右いづれも出来候様、御願あそばし度思召候、

此の如く別紙の條件は、何れにもせよ、大體に於て、既に御降嫁御納得あらせられたるに於ては、主上の御面目も立ち、幕府の面目も立ち、今や漸く圓滿解決の曙光を見るに到つた、

【四〇】 主上九條關白へ重て勅命

公然縁組
奏請の命

勅書下賜

上記の如く(参照 三九)和宮には愈よ拜承の奉答遊ばされ、主上にはその奉答文二通(参照 三九)を九條關白に授け玉ひ、其の取計をなす可く命じ玉ひ、八月十七日九條關白は之を酒井所司代に告げ、公然幕府から御縁組を奏請す可く命じた、而して八月十八日、主上には更らに左の勅書を九條關白に賜はり、幕府老中に内諭す可き項目を歴舉し、酒井所司代に達す可く命じ玉うた、

當八月二日關白持參從關東返答之書(参照 二七一、三〇)熟覽候、段々六箇敷望之程、克納得悦入候、其箇條之内にも、年限云々の事共、實に關東にも一廉存念相立呉れ、若狹守(酒井所司代)にも丹誠之段、對神宮並祖先申譯も相立、深満足に候、右に付段々和宮申諭候處、漸承知に相成、安心候、彌内定之儀可申達候、右に付疑候義にては無之候へ共、爲念左之通今一應關東え申遣、返答聞度候、如何に主上の幕府の奉答に付て、念を入れ、だめを推し玉ふの親切に在したる

乎。

一 和宮懇願之箇條、何卒、相調候様、幾重にも頼入候。

此れは既掲五箇條(參照 三九)の和宮よりの御願の件だ。

一 蠻夷之義應接、或干戈を以て、自今七八ヶ年乃至十ヶ年には、必定拒絶之由、神州之、大幸、誠忠悦入候、尤大樹以下、政務に携候人々同意之趣、大慶之至候、爾來役々相替候事有之候共、此義決而無相違様、爲念一應及應對度候。

此れが大眼目だ、實を云へば主上は此の一項の爲に、極めて好ましからぬ皇妹御降嫁さへも、勅許あらせらるゝに至つたのだ、然るに若し萬一幕府が御降嫁の目的を達成し、而して御受合申し上げたる外人拒絶の事を放抛するに於ては、折角主上の御志も水泡に歸する譯合であるから、斯くはだめを推し玉うたのだ、されば此の一項は、實に重大なる朝幕公武の連鎖である。

一 此度之縁組爲國家と申義、其事に預り候人々は、粗承知候へ共、世上にては、先年以來蠻夷之儀及應對候事を不用、又此度縁組も、只々徳川家安全之謀

眞相發表の要

に、皇女を申請、本人並此方之憂患は、武威にて無理に押付け候杯と、申説も可起、夫にては公武合體を表し候ても、國內屈服之邊無覺束候、殊に稀成縁組之事故、何卒下々迄も、箇様之譯にて、關東より段々懇望、於朝廷も、箇様之次第にて領掌と相成、此縁組は公武共に至極尤之熟談と、末々迄納得致候様之良策、若州(酒井所司代)にも厚く勘考、自武邊一同え觸示に相成候は、國中悦服して相治り可申、公武共、尙更宜哉と存候。

此れは今度御降嫁の真相を、天下に明々白々に知悉せしめ、決して幕府が徳川氏擁護の爲めに、強要して皇女を申受けたのではないことを諭達す可しとの思召だ。

衆庶撫育御懸念

一 貿易相始候に付て之儀にて無之哉之由に候へ共、自然差響候歟、國民實に窮乏、生命にも拘り候者有之由聞及び、不便に存候、何卒普く救助有之、命を繋ぎ産業を安じ、日用之事態も、早々元に復し候様致度候、衆庶撫育之筋相立候處置可有、勘考、處置付き候は、聞度候。

當時物價騰貴にて、庶民困究の事情は、天朝にも達したものであらう。我等は、只だ如何に至尊が大御寶を子愛し玉ふかに感激する。

宮に仕向の事

一 縁組治定候は、和宮え仕向等之儀、於關東治定迄に、毎事内々打合せ示談有之度候。

此れは御結婚に關する思召。

一 有栖川宮に一旦皇女約定之處、今度相替り、此儘にては如何哉と、橋本一同も甚だ力落之趣、相聞候間、尙又厚く勘考有之度、且有栖川宮え對しても、氣之毒に存候間、從關東以心得是亦厚勘考有之度候。右關白可然厚配にて、若狹守に程能掛合相調候様、取計頼入候事。

如何にも主上の御用意は、至れり盡せりと申さねばならぬ。

〔四一〕 九條關白勅旨を酒井所司代に達す

九條關白申達

主上より重ねて勅命を拜したる九條關白は、直に所司代酒井忠義に向つて、左の如く申達した。

内々尋試候御趣意書如左。

一 和宮様御縁談御治定之上者、別紙之通（參照 三九）右宮よりも御懇願被爲、在候に付而者、格別聖慮にも難默止被思召候間、其元え先可及内談之旨之事。

別紙とあるは、和宮より御懇願の五個條の事だ。

攘夷實行確約の事

一 和宮御縁談一件に付而者、蠻夷應接之内、一廉にても、實意之評定可被申上之旨、内々御沙汰にも相成候處、被盡衆議、自今七八ヶ年乃至十ヶ年も相立内に者、必定拒絶之趣、委細言上有之、關東にも格別御配慮にて、實に御思食之儀相立、深々御満足之御氣色に候。然る上者、當時政務に携候重役之人之中、假

令役替有之候共、若新役之氣質にて、違變有之候ては、其砌一大事之議論にも可相成、其邊御案思被遊候間、爲御念今一應心得方可尋申之旨、御沙汰に候事、乃ち當局の役人が更迭しても、必らず七八ヶ年乃至十ヶ年以内には、嘉永以前の舊態に復す可き約束を實行す可き旨を、改めて確む可しとの御沙汰だ。

眞相公表の要

一 今般關東へ御縁組被爲在候儀、國內人心一致之爲と之事、其事に預り候向々者、御縁談御趣意之處、承知者勿論之事、併世上に若先達て以來、蠻夷拒絶之御往復等之儀者、誰とても粗承知候故、是迄段々と關東え御應接御趣意之邊者、御猶豫中とて不被採用、又此度御縁組御懇望之儀者、全く徳川家安穩之計策に皇女を被申受、此御所之御憂患者打捨、武威を以て、理外に相調候様押付而被申請候杯と、折角稀成御縁組之事を、貴賤に不拘人口に申觸し候時者、天下之者共、屈伏無覺東被思召候間、何卒至極尤之御譯合にて、御熟談にも相成候儀と、公武已下之輩迄、納得致し聞込宜様之良策、若州(酒井所司代)にも深可有勘考と之儀申述置様、猶又勘考之上、内々言上可有之様、御沙汰に候事。

此れは今般御縁組の眞相、及び其の根本主旨を、世上に貫徹せしむ可き様にとの思召だ、惟ふに主上に於せられても、世上の誤解せんことを、深く御心配あらせられたる様拜察せらるゝ。

御仕向の事

一 御縁組御内定之上者、和宮へ御仕向等之儀、前廣に委細に被及言上候様致度、爲念可申入之旨、是又御沙汰に候事。

此れは御支度、御調度、其他一切御賄ひ等の事であらう。

有栖川宮に就き配慮

一 有栖川宮も、皇女一端御縁談御内定之處、無是非御沙汰にて、御違變にも成候へ者、跡縁女之處、關東よりも兼て宜御含御勘考有之度旨、内々可申入置之様、是又御沙汰に候事。

京小路上

此れは有栖川宮と和宮との御内約御取消に付て善後の御處置に付き、幕府へ御沙汰あらせられた次第だ。

此の如く九條關白は、酒井所司代に勅命の旨を傳へたが、此れより先酒井所司代は、和宮の御降嫁を辭退遊ばさるゝは、橋本實麗及び其妹橋本觀行院の意見

に原くとの内情を、老中久世大和守(廣周)に報じたから、久世は同僚と相ひ議し、橋本勝光院—家慶將軍の上臈姉小路—を上京せしめ、橋本兄妹に説かしめんとしたが、八月十八日、彼女が著京の際には、既に和宮が御降嫁御承諾の後であつた。橋本實麗の日記に曰く、

七月十五日丁未、昨日從勝光院(家慶將軍上臈姉小路、即橋本實麗伯母)方以急便、俄上京之事告來、和宮關東縁邊願一條也。意外之事也。

橋本の驚き

「意外之事也」の一句、如何に橋本が此事に驚きたるか、判知る。

八月十四日乙亥申刻(午後四時)參和宮、有談子細。但關東御縁一件、予雖盡丹誠、終御請思召御治定也。寔心外無念之儀、難盡筆頭、無是非次第也。依之被仰立之、个條、於關東領掌は、御請之旨、御返答。

此れは上記(參照 三九)と對照すれば、自から首肯せらるゝ。

十八日巳刻、今日勝光院方依上著、蹴揚驛迄爲迎遣爲政、而從所司代申入之由にて、頓に旅宿へ被著之旨申來、可有子細不審之儀也。

如何にも勝光院の上京は、橋本等に取りては、當惑の次第であつたことが判知る。

第九章 幕府の御降嫁催促運動

〔四二〕 和宮御降嫁と朝紳の不服

宸愛多端 主上の御配慮は一方ではなかつた。關東とは様々の御折衝あらせられ、和宮には様々の御示諭あらせられ、而して更らに御脚下の公家一般の物論に對しても、それぞれ宸慮を勞し玉うた。

世間の噂 當時世間では左の如き評判があつた。權關白は、其の配下の髭和尚や、守宮を隨使し、關東から賄賂を受けて、所司代に詭隨し、三頭——大典侍、新大典侍、勾當内侍——の女房に阿諛し、主上を欺罔し奉り、和宮を人質に取るの奸策を幫助し、内外に周旋すと、而して御降嫁問題に參與しない公家一般は、何れも斯く信じてゐた。

運動三人者 今ま權關白と云ふは、右大將久我建通のことにて、彼は議奏の首席を占め、主上

の寵遇を受け、樞機に參與し、尤も威權あり、故に堂上地下の人々、何れも彼を稱して權關白と諱名した。罷和尚とは千種有文、守宮とは岩倉具視のこと、而して彼等三人は、何れも此の問題に尤も周旋したる者共にて、然も其中岩倉具視の力、別けて大に居るものと認めねばなるまい。

縁組反對
朝神の鎮撫

朝神の面々は、此の評判を妄信し、相ひ會して、和宮御降嫁を諫争せんと企てた。主上には此事を聞こし召し玉ひ、久我建通、中山忠能等をして、鎮撫せしめんことを命じ玉ひ、更らに八月二十四日には勅書を九條關白に賜ひ、兵庫開港の延期、和宮御降嫁の増加、及び堂上鎮撫の三事を商量す可しと命じ玉うた。

兵庫開港
延期問題

一 和宮縁組治定之上、蠻夷拒絶之義、七八ヶ年乃至十ヶ年之内、處置之旨安心候。且又先比間部下總守上京中、度々及掛合候、兵庫開港之儀は、いまだ不開儀にも候間、入城之比、早速開き候ては、又々衆心動搖疑念も可起、論方にも差支候義故、可相成は、兩三年期月を延引致度存候。六ヶ敷義とは存候へ共、其他港と取替に相成候は、猶更安心候、何れにしても可及應對義、丹誠之程、若狹

守(酒井所司代)へ申聞、關東へ及示談度、無左ては、入城之邊、甚心配之事に候、宜厚配取計之事。

兵庫開港延期、此れは幕府に取りては非常なる痛手だ、如何に幕府が、此の問題の爲めに、當惑し、困却し、内外の板挟みとなりて、其の幕府自身を衰運に導きたるかは、今後の歴史が、詳かに之を語りてゐる。

和宮桂御
所御移居
の事

一 和宮縁組治定迄に、桂御所借用にて、和宮住所に致度、尤入城迄之處、諸事賄も二三千石は從關東附け候様に不相成哉、是又若狹守へ示談頼入候。此れは主上にも、和宮より御懇願の通り、明後年先帝の御十七回忌までは、御在京のことと思召しての、御註文であつたらう。

堂上鎮撫
方策

一 堂上地下の向々も、今度之縁談之事、最早色々風聞有之趣、自然八十八人同様(此れは堀田上京の際、勅答案に付、朝神等の反抗運動あつたことを斥す)列參杯有之候時は、外向之響合、不宜歟と心配候間、有栖川宮理之已前に、從關白兩役え申聞、堂上之處、静り候様、可取計方宜敷哉と存候、是又宜頼入候。

以上三ヶ條偏宜厚配頼入候。

固より九條關白にも、異存のある筈もなければ、勅命を奉じて、商量す可く奉答した。

世評の傾向

主上には此の如く各方面にかけて宸慮を廻らし玉うたが、然も朝紳ばかりでなく、世上一般の議論は、和宮御降嫁一件は、決して純なる公武合體の誠意に出でたるものとは認めずして、全く幕府が、禍心を包藏して、和宮を人質となし、いざとならば幕府の存分に、外夷と交親し、若し萬一朝廷に於て、幕府の所作を不是となし、之を妨げ玉ふが如きことあらば、萬障を排しても、之を斷行せしめん爲めの前提と認めてゐた。

【四三】 有栖川宮家と御内約の解除

有栖川宮
命掛合の御

主上には更らに和宮と有栖川宮との結婚御内約の解除に就て、八月十八日附にて、九條關白へ、左の如き宸翰を賜つた。

時候御用心、亂書御推覽、御覽後御返却之儀頼入候。

雖秋冷之比、彌御安全令賀候、然者和宮縁組内定に付ては、有栖川家絶縁之事、過日御返書に關東え申遣、表向願使迄は、日數も掛り候半間、其間に取計哉之趣向も、承候。乍去情存候に、内定にても候へ共、其にて治定に無相違候間、右申遣候に於ては、其已前に、有栖川家え段々之次第、内々の表向御噂有之、彌御斷と成候處、承候半で者、未だ有栖川家内々承知と雖、表面不知義故、絶縁と申事も無之候。關東より無理に横取と聞へ候へ者、名義に拘り候間、何卒早々有栖川家御掛合内談有之、絶縁之儀承候様致度候事、何卒其邊早々御勘考頼入候。御所勞中重々面倒之儀と存候得共、早々御掛合、内々乍治定之段承度候間、此段鳥渡申入候事、何も荒々。

八月十八日

此

花

關

白殿え

此れは御尤なる宸慮である。關東より無理に横取と聞へ候へ者、名義に拘り候の一句は、別して御尤の言である。惟ふに九條關白側などに於ては、有栖川宮の御内約などは、餘り重大の問題とはしてゐなかつたものと思はる。九條關白は、

九條答奏

辱給宸翰謹奉拜承候。秋冷日々増加候節、益御機嫌克被爲成、恐賀不少奉仰候。然者過日和宮御縁談内々御承知も被爲在候趣、此儀早々若州(酒井忠義)え可申遣候様と之御沙汰にも被爲在候故、先不取敢内々申遣置候處、今日之御沙汰にては、其已前に有栖川宮え絶縁之掛合計ひ致申さねば名義に拘り候と之御思召、是は甚以乍恐致方なき御沙汰と奉存候、必竟跡之邊にて不都合之邊、恐懼仕、御請之申上方無御座候、何れ此儀之掛合者、愚臣所勞全快出仕之上、早々有栖川宮え參り、直々是迄段々之御配慮、無御據御譯柄申込、直に絶縁願書被出候様取計可仕覺悟に御座候、恐入候へ共、兩三日之處、御猶豫奉願度、何

分掛合爲致候人體も候ても、是迄委く咄し置候者も無之、何分御内々御事故、有栖川宮迎も、掛合通人之心得違にて申込候時は、御時宜合之邊之譯柄相違も仕、甚心配仕候間、御案じ被遊候處は、幾重にも恐入候へ共、愚臣所勞全快之上、早々可申入覺悟候間、今暫之處、延日之邊、伏而奉願候、甚乍毎度大亂書深恐縮仕候、先者早々御請迄如此候、誠恐誠恐頓首謹言上。

八月十八日

尙

忠

三頭 御中

御事參候

右要領

九條關白は、主上の御内旨を承けて、和宮御内諾の次第を、既に酒井所司代にまで内報し置きたるに、今更ら先づ有栖川宮の解約の承諾を得たる上にての思召では、前後顛倒して困るが、既に酒井には申入れたれば、それは詮方なしとし、此上は病氣恢復後、直ちに有栖川宮家の問題を片付け、聖意に副ひ奉る可く、それまで御勘辨を希ふとの譯合だ。

第九章 四三 有栖川宮家と御内約の解除

有栖川宮
家御懸合

然るに他方には九條家の家宰島田左近は、酒井所司代の依囑を受け、有栖川宮家諸大夫藤木木工頭(成基)に説き、有栖川宮家に於て、御内約の解除を御受けあらせらるゝに於ては、攝家若しくは三家の女を、將軍養女として、其代りとなす可く、而して宮家の歳入も増加す可しとの意を漏らし、斯くて八月二十二日、關白九條尙忠は、親ら有栖川親王家の第に詣り、幟仁親王、熾仁親王に謁し、具さに是迄の事情を陳述し、翌二十三日に至りて、幟仁親王は、藤木木工頭を使として和宮御入興延期の願書を、武家傳奏廣橋光成に由つて上らしめた。

有栖川宮
の入興延
期願書

和宮様御簾入之御催被爲在候に付、御殿向御新造御繪圖等も被添、關東表へ御願筋被仰立候御事に者候得共、何分此御方御地面御狭少、其外御不都合之御事共、多端之御儀に付、深御心配被成候處、昨二十二日關白殿御内沙汰之御旨も被成御承知御恐懼之御事に候、就而者御縁邊之儀者、誠に不容易御事にて、被爲恐入候間、何卒御延引之御沙汰に相成候様被仰上度、此段宜御沙汰被爲頼入候以上。

八月二十三日

有栖川宮御内

藤木木工頭

廣橋前大納言様
坊城中納言様

御雜掌中

有栖川宮
内約解除

斯くて八月二十六日廣橋光成は、勅を奉じて、和宮御入興延期御允許の御沙汰を幟仁親王に傳宣し、同日九條關白は、廣橋光成をして、其旨を酒井所司代に報せしめた、其の口上に曰く、

和宮御方有栖川帥宮え御縁組之儀、御願之處、元來御地面御狭少、其外御不都合之事共、多端、深御心配に付、恐入思召候得共、御延引御斷被仰上被聞食候、此旨關東え宜被申入、關白殿被命候事。

八月

此の如き曲折を経て、漸く有栖川宮との御内約は、解除を了つた。此れに就ても主上の御心配は、決して尋常一様の事ではなかつた。

有栖川宮家御縁組延期

八月廿六日丁亥、辰刻許從中山亞相書狀到來之事有之。依之已斜參和宮、同時中山參上。昨日從有栖川宮和宮御縁組之事御延引之儀御願之處、即被聞召之旨殿下御命之由にて、以御乳被市上(從有栖川宮御延引被願之條、如何之儀也。去廿二日殿下被御許へ御出之由、定て有子細歟。尤不審也。實麗卿記)

【四四】和宮御降嫁に關する久世廣周の書翰(一)

幕府の御下命願ひ

朝廷に於ては、種々の難題を解除して、彌よ和宮御降嫁御内定となり、此上は幕

府から公然願ひ出でよとの御沙汰であつたが、それに引き代へ、幕府側では寧ろ朝廷より和宮御降嫁の御下命を待ち奉らんと意向を漏らし來つた。乃ち所司代酒井忠義は、八月廿七日老中久世大和守の書翰二通——八月廿二日附——を關白九條尙忠に上つた。

御縁組之儀に付、彌御内々御治定之趣等、委細御申越、御同様奉恐悅候。右に付而者、最初より段々御丹精之事共、御配慮之程、深察仕候。就而者御所望之儀者被仰進候御使人體等之儀も、關白殿被御申聞候趣、御尤之御儀に而、何れも重き御使にて可被仰進答之處。

此れは九條關白から立派なる人體を以て、御降嫁願を申出づ可き旨の沙汰に付ての返事。

將軍自身所望の困難

左候へば大納言様え之御縁組、公方様より被仰進候御儀に候へ者、御使にて被仰進候ても、御相當之御儀に候處、御自身様より御所望之儀被仰進而者、殊に一旦外御縁約も被爲在候御方之儀、彼是御斟酌に被思召候御場合も有之。

將軍が他人の爲めならば兎も角も、自身が所望者としての立場、殊に一旦有栖川宮家へ御婚約ありたる御方を、自身から使者を以て願ひ出づるは如何であらう。

御所威權にも關係

且者御所向より被仰出當地より御請被仰進候方、御相當之御儀に而、當地より御所望被仰進候而者、御所向御威權にも相響、何分にも御不折合之御事に候間、右等之處御汲合、禁裡より被仰出候方に御取扱有之候様致し度。

理窟は何れにも都合よくつくもの、平生御所向の御威權など、餘り心にかけない老中等も、自分等の都合からは、勝手の口實を發見するに遲疑しない。

幕府の取

殊更當年十一月御下向之積、兼而申進置候事に付、彌右之御運びに御取扱出來候はゞ、右被仰出之儀も、直に表向御入與之儀被仰出引續御下向之積被仰出様仕度。

要するに幕府側では當年十一月御下向と豫定し、それ迄に諸事どしどし相ひ運ばしめんとの下た意にて、和宮御懇願の第一條明後年先帝十七年御忌の畢

御入用金指上の事

るを待つてなどと優長なることは、一切夢にも考へてゐなかつたのだ。

尤御手元其外御同意之御品々も被爲在候間、御入用金之儀は、御申越次第早御指登可相成候へ共、此節より御使等に而御所望被仰進候様に而者、逆も當年中之御下向に者、相成兼候御義者、甚心配仕候間、何卒前文之趣に被仰出候様、吳々も御差含、早々御取計被下度。

御請使者の事

此れにて見れば如何に幕府側にて此事を取り急ぎつゝあつたかゞ判知る、畢竟江戸から御降嫁御願の使者抔差し立てゝは、とても此節の間には合はないから、朝廷より天降りの方式にて、急に埒を明けたしとの意味だ。

尤御請御使之儀は、先便申進候通、御自分御使に而被仰進候歟、又は高家衆御指登相成候而も、其儀は何れに而も、御差支は無之候へ共、何分にも被仰出之儀、早々御取計有之候様仕度、此段貴答旁申進候以上。

八月廿二日

久世大和守

酒井若狭守様

此の如く天降りの上は、御請の使者としては、酒井所司代にても、若しくは江戸から高家衆を差出して、何れでも差支ないから、兎も角も只だ急に天降りが願ひたしとの事。

猶以自筆に而認可申進之處、何分御用多手廻り兼、且差掛候儀に付、代筆申付候間、左様御承知可被下候。尤本文之趣は、當地御都合之處を御自分迄申進候事に付、自然御所向え對し、御不都合之儀無之様、御取計有之候様仕度奉存候以上。

要するに本文は久世當人の自白の如く、當地御都合之處即ち江戸側の便宜を酒井所司代まで申し送りたるものだ。

〔四五〕 和宮御降嫁に關する久世廣周の書翰 (二)

表府方滿

老中久世大和守は、更らに八月廿二日附にて、前書〔參照 四四〕と與に、左の書翰を、所司代酒井若狹守に與へてゐる。

八月十七日附尊翰、同廿二日朝相達拜誦仕候。益御安榮被成、御在勤候條、重々奉賀候。然者和宮御方御縁組御内治定被仰出候旨被仰越候趣、早速入御聽候處、殊之外御滿悅被爲入、幾久敷公武御一和之基と、御大慶不斜思召候。於一同も難有實以致雀躍候。右に付毎々被仰下候御意味、逐一拜誦仕候處、今般者別而主上被爲於候ても、不一方御配慮、其外關白殿初にも、御骨折之義委く入御聽置申候。就而者貴所様御骨折御心配之段者、實以遠察仕候。全段々御丹精に而、右之御運びに相成候段奉感佩候。右に付關東之御都合あひ之條々、左に相認得貴意候。尙此上之御丹誠奉企望候。

以上は酒井からの和宮御降嫁内定の報道に對する返答だ。

一 御別紙之内可然人體上京御所望被仰進候儀、如何程之人體上京にて可然哉、御伺被置候間、後便可被仰下旨拜誦仕候へ共、兼々申上候通、年内御下向

使者差立
取止の事

右要領

御婚禮迄相濟候様被遊度御内存に被爲入候儘、御内治定被仰出候へ者、此地に而、御内意被仰出直に表向以奉書申進、御報到來、表向被仰出と申手續に内々仕置候、右故此上以御使御所望被仰進候様にて者、逆も日合而已相掛り候儘、何卒御使等之廉は無之、奉書を以申上、御報到來次第、表向被仰出之手續に、何れにも仕度奉存候、御使被遣候處、容易之義には候へ共、手間取れ、年内に御運び等には相成間敷と、深く心配仕候間、吳々も關白殿え、折入御示談被成、相成丈御運び之早く相成候様に前文之趣御含、偏に御周旋可被下候。

京都の方では、江戸から御降嫁申請の使者の資格杯、吟味最中に、江戸ではとて、も左様なる小面倒の事では埒が明かない。本年中に和宮東下から御結婚まで、片附けねばならぬと、大焦躁りに焦躁りつゝ、あれば、萬事その積りにて運ぶ様にと、酒井所司代に申越したのだ。

年内下降要請

一 和宮御方御好御箇條書之内、何れも御好之通にて宜と奉存候へ共、明後年冬御下向と申箇條は、實以御不都合に被爲入候故、當年遅くも十一月迄に、

御下向相濟、御都合宜く候はゞ、引續御婚禮と申御都合に相成不申候而者、兼而之思召とも相違仕、萬々御不都合と奉存候故、右廉者は非々々御押付、十一月御下向と申事に御取極被下候様奉希候、先便手廻之爲め、内々御掛合申上候儀も、追々日合詰り申候間、萬端之御都合と存申上候仕合に御座候、吳々も前文之次第は、不一方御周旋奉企望候。

和宮御願の五箇條中、最初の一個條、即ち仁孝天皇御十七年忌、御濟しの上、御東下と申す件に付ての異議だ、此れが更らに折角御内定となりながら、御降嫁の一停頓となつた次第は、尙ほ別に記する所あるであらう。

一 御本丸御普請も、追々御出來故、十月下旬頃迄には、御徙移之御内含に被爲入候間、十一月初旬之御下向、夫より御都合次第御婚禮之御次第に運び候而も、聊も御不都合之義無之、右故今一段御骨折にて、全思召通之御運に相成候間、此處は別格に思召、不一通御周旋奉希候、右に付關白殿初御取扱向之義等者、如何様にも可仕候間、御十分に御骨折御周旋奉希望候、右は御來書入御

幕府初念
御買徹の希念

聽、思召も相伺候上、不取敢申上候。別而亂筆御推覽奉希候。餘は重便萬々奉申上候以上。

八月廿二日

大和守

若狭守様

幕府慣用
手段

安政六年十月十七日江戸城本丸は火災に罹つた。御普請とは其後の事だ。乃ち後一個年にして、新築が出来上ることゝなつたのだ。關白殿初御取扱向之義等者、如何様にも可仕候間の一句は、決して見逃す可からず。此れは江戸の京都に對する慣行手段にて、今更ら珍らしきことではない。

更に急速
を求む

尙以時下御保愛專要奉存候。吳々も本文之義、早々書面御發之御都合に相成候様仕度存候間、何れにも御使御差登せ之處は御見合に相成奉書を以申上。御報被仰下次第、表向達候都合に相成候様、御取計奉願候。且十一月御下向之處は、是非々々御整相成候様、不一通御骨折被下候様、分而奉願候。右之都合早相極被仰下候様、偏に奉願候。餘事は重便萬々可申上候以上。

三白、此御文通認致登城候處、是の運びにても御手後れと一同評議仕、別紙之都合（參照 四四）に其方様より被仰出候様仕度、左候へ者、御運びも早く相成尙更御滿悅に被爲入候、何れにても一日も早く御運び相成候様、不一通御骨折御周旋奉願候。

右要領

四白、何れ方々に而も、宜御運び早々相成候様御勘考御取計可被下候。以上を通覽すれば、久世一個の了見では、特別の使者では時日を要するから、奉書にて御降嫁願ひ上ぐることにしたが、更らに登城、老中一同と評議の上、それでは手緩るいから、寧ろ朝廷より御降嫁仰せ出され、それを江戸にて奉承することとしたとの事だ。而して何よりも一刻も速に埒明けたいとは、江戸側の希望であつた。酒井は上記の兩通を、九條關白に呈し、關白は更らに之を御覽に供したが、固より此の儘にて、御允許の下る可き理由は無かつた。

〔四六〕 和宮御降嫁に關する老中連署の奉答文

御東下期
日に就き
御上言

幕府側よりは、是非とも十一月には、和宮御東下、出來得可くんば年内に御結婚と定め、その通り酒井所司代をして、朝廷に向つて運動せしめんとしたるに、和宮には八月二十八日、御乳人田中繪島をして、宮中に詣り、勾當内侍高野房子によりて御東下期日に就て、上言せしめられたが、主上は書付もて申上ぐ可しと御諭しあらせられたから、九月朔日、橋本實麗は、房子に由りて之を奏上した。

橋本實麗
言上

去月十五日、和宮様より仰立られ候五個條の事（參照 三九）關東え仰進られ候御事と思召候。右何れも御請に候へ者、御下向も御承知あらせられ候へ共、若し御差支申參り候へ者、宮様深き思召あらせられ候。念の爲今一應藤御乳（田中繪島）をもつて、御願遊ばし度候事。

此に於て主上には、この書付に添へ、左の宸翰を九條關白に賜つた。

右に對す
る宸翰

扱は一昨夕、和宮より別紙之趣被申越候。先日被申立候箇條書は、尤若狹守（酒

井所司代）え被爲見、關東え相達候事と存候。返答は未だ不來候哉。早々承度、右箇條之内、一箇條にても差支候ては、本人何歎急度所存も有之由、萬一意外之事出來候ては、大ゐに／＼案じ申候。何分皆々相調不申候節は、六ヶ敷と心配候。此旨若狹守えも早々相談候様存候。

老中共奉
答

主上も和宮には、餘程御斟酌遊ばされ、成る可く和宮の意向通りにて、その感情を傷つけざらんと宸慮を廻らし玉うたる仔細は、是迄の経緯を見れば、明白だ。斯くて九條關白は、右の次第を、酒井所司代に傳達したが、酒井は九月十日、左の通り、老中共の奉答書を上つた。

懇願御請

御内々御尋之儀に付、御返答左に申上候。

一 和宮様御縁談御治定之上者、御別紙之通、右宮よりも御懇願被爲在候に付而者、聖慮にも御黙止難被遊被爲、思食候間、先御内談被遊候旨、奉畏候。右御懇願之御請者、則以別紙奉申上候。

機夷實行
問題

一 和宮御方御縁談に付而者、機夷之儀に付、一廉にても實意之評定奉申上

候様、御内沙汰之趣奉畏、盡衆議候上、自今七八个年乃至十个年も相立候内に者、必定拒絶之趣も申上候處、實々御思召も相立、深く御満足之御氣色にも被爲入、然る上者、當時之役々假令致轉役、新役に相成共、違變無之様との思召之旨、委細奉畏候。當時御政務を司候者、一旦屹度申上候上者、跡役之者へも屹度申繼、如此御大事之儀にも御座候間、後々致評議候様之儀者、決而無御座候儀に付、必御案思被遊間敷様奉存上候。

此の一條は和宮の御懇願ではなく、主上の思召だ。乃ち攘夷期限は、幕府執政者の更迭あるとも、必らず其の期限通りに實行す可しとの證言だ。惟ふに此の一條は、特に主上より念に念を入れてのだめを御推し遊ばされたからの奉答であること云ふ迄もない。

眞相公表の事

一 此度御縁組之儀者、御國內人心一致之爲め第一之御儀に候處、世上之風評却て御案思被思食候段、誠に以御國內一致之邊に深く被爲惱宸襟候御事と、實に無勿體難有奉存候。公武以下之輩迄納得致し、聞込宜様、幾重にも盡丹

誠可申候間、乍恐御安慮被遊被下候様奉願上候。此れも前條同様の事だ。

- 一 御縁組御治定之上は、和宮御方へ御仕向等之儀前廣に言上可仕旨奉畏候。
 - 一 有栖川宮之儀も、此度御沙汰止に相成候に付而者、御跡之處、宜御含、勘考可仕と之儀、是又奉畏候。
- 右之條々乍恐以書取御請奉申上候事。

九月五日

久世大和守
 内藤紀伊守
 安藤對馬守
 本多美濃守

主上御滿

以上は逐條悉く皆な聖旨を奉體したるものにして、幕府側の實意と否とは姑

らく措き、其の文句の上に於ては、間然す可きところなく、主上にも定めて御満
足遊ばされたであらうが、却説其の別紙に於ては、幕府側は、是迄通りに本年
と云ふ一點に執著した。
別紙に曰く、

御願別紙

和宮御方御好御箇條之内、第一个條之儀者、御尤之御儀に者候得共、明年者公
方様御年割も不_レ宜、御長久御繁昌之御基に候處、御年割不_レ宜候而者、後々迄之
御氣懸りにも有_レ之、且又明後年と相成候而者、夫迄大奥向御主君様無_レ之筋に
而、必竟御空殿同様之儀に而者、實々御内外之御政治も相立不_レ申、臣下一同實
意心痛仕候。右之次第御汲取被_レ下、既に御納得御治定相成候儀に候得者、一先
づ當十一月には御下向被_レ遊候様奉願候。尤明後年先帝御年回之節者、御上洛
相成候而、聊御差支無_レ御座、其外之御个條は、何も御好之通相成候而、是又御差
支無_レ御座候間、當年御下向之儀計者、如何様にも御納得被_レ遊候様、伏而奉願候
事。

九月五日

久世大和守
内藤紀伊守
安藤對馬守
本多美濃守

問題は繋りて此の別紙にある。

第十章 幕府の御降嫁公式奏請

〔四七〕 御東下時期に就いての難題

宮御觀意
遊ばされ

關東側では、主上よりの御注文は一切奉承するが、和宮の御願ひである五個條中の第一項、明後年御東下の件だけは、是非本年十一月迄に願ひたしと云ひ、主上にも出來得可くんば、その通りに遊ばされたく思召し、酒井所司代よりも九條關白によりて、それぞれ請願する所あり、仍て九月十四日には、勸修寺徳子、高野房子は内旨を承けて、和宮に謁し、此の東下期日の問題に付いて申上げる所あり、又た和宮生母橋本觀行院を見て、和宮の御心を廻らす可く商つたが、然も和宮には、斷乎として、前意を翻し玉はなかつたことは、九月十八日、田中繪島が、橋本觀行院の書を携へて、宮中に詣り、之を高野房子に呈したるを見て判知る、けふもひややかにおはしまし、彌御機嫌よく成らせられ、御せむも毎の通に

觀行院御
狀

御手附られ候御沙汰めで度忝り參候。左様候へば明年四月五月ごろ御下向の事、兩人（按ずるに橋本兄妹のことであらう）より段々御勤め申上候得ども、御不承知にて、何卒明後年比下向の程、仰立られ候様、御願遊ばし候、御書には明年は關東御年割御よろしからず候へば、宮様にも御心掛りの御事故、幾重にも初より仰出されの御通に御願遊ばし度く、右宜敷御沙汰の御事頼入參候。委く申入候様仰附られ候へ共、書取かね藤御乳人（田中繪島）えとくと仰せられ候まゝ、御聞遊ばし、幾重にもよろしく御沙汰御願遊ばし候、御書取とも御返上遊ばし候、和宮様にも御機嫌よく成らせられ候まゝ、目出度御心安思しめし進せられ候様と存參候、めでたくかしく。

かく影

大 け様
 新 大 け様
 長 は し様

主上御困

惟ふに和宮には、東下其事が萬々御否やであつた、然も若し之を否まるゝに於ては、主上御讓位との御沙汰にて、恐竦之餘、御承引に相成りたれど、其の條件だけは、最後まで固執遊ばされたのであらう、實を申せば、此れには主上も全く御困り遊ばされたのであらう、仍て翌十九日、主上には傳奏廣橋光成、坊城俊克を召見あらせられ、左の宸翰を、九條關白に授く可しとの御沙汰があつた。

意萬宮問
即再起

和宮入城期限、何分當冬之處、迎も事々不都合、且於本人も不承引、於明年者、於關東心掛り之趣も有之、此上は於事情、何共説諭之致方も無之候間、明後年先帝御年回後、早々之入城に而於關東承知之義にも候はゞ、可爲其分、何れ共にも、今年之内には、是非入城と申事にも候はゞ、先達も申入候通、幼稚には有之候へ共、壽萬宮之方に候はゞ、可相成相談も可致候、乍去是迎も當年中と申様には、迎も難相成候、且幼稚之事、猶更旅道出來兼候間、急事は難出來候、其邊は、可然若狹守（酒井所可代）え相談、早々關東え申達に而、何とか申儀返答有之候様致し度候、實々此上は頓と無致方候間、此分程克御勘考頼入候事。

武傳に面會之序も有之候間、可持參申渡し候事。御返事は毎之通成共、又は武傳成共、宜敷頼入候事。

兩傳奏復命書

此の如く問題はぐる／＼と廻轉して、復たもや元の壽萬宮に返りて來た、參照三七兩傳奏は、九條邸に赴き、宸翰を傳へ、更らに宮中に詣り、左の復命書を上つた。

勅書關白亭え持向、仰之趣申入候處、關白面會賜宸翰、畏拜見仕候。委細敬承、早早若狹守え可申達候。以書狀御受不申上候。宜自兩人可令御請言上被申候。此段言上仕候事。

光 成上
俊 克

以上の曲折を見るにつけても、和宮御降嫁の一事は、決して手軽く舉行あらせられたるものではなかつたことが判知る。

【四八】 九條關白と酒井所司代との往復書簡(一)

關白下降
入延期の申

宸翰を拜したる九條關白は、即日——萬延元年九月十九日——聖旨を所司代酒井忠義に申達した。

去日和宮御縁談、内々御請被申上候砌、右宮より御好之箇條御願に付、其旨申達候儀、則關東より報告之書取落手、具に入天覽候處、如此迄深御領掌にも相成候段、御満足之御時宜に候。乍併一箇條御下向之一件は、於關東も、御承知無之旨、依之段々和宮え御説得被爲、在候得共、御願之内、一箇條に而も、不出來之御儀候はゞ、何共御請は難被遊之旨、猶又御下向之處も、何卒明後年に相成候様、別紙之通(參照四七)御願に付、頓と御勸被爲、在候儀も、差當り難被遊、甚以關東え被仰兼候へ共、此上者御下向明後年之處、御承知に相成候様、篤と其元可申入候様、内々之御時宜にて御座候。無左而者、宮に於て不慮之御心配も出來候はゞ、此上之被仰入方も無之候儘、宜被賢察、程能被申達候様、頼入候事。

右之次第に付、内々爲念御願之文一通入一覽候事。

九月十九日

尙 忠

酒井若狹守殿

尙ほ別に左の副書がある。

右副書

別啓本紙之通御沙汰有之候後、猶又其元え示談可致と之御趣意者、和宮御下向、何れ共、今年之内と申儀にも候はゞ、和宮には、大體御斷にも可相成候歟、左候はゞ、御一和之詮も不被爲有、依之御幼稚には御座候へ共、壽萬宮御方にも相成候はゞ、御相談も宜候へ共、逆も當年中と申事は、御幼年故難相成、別而寒氣之砌、遠旅之儀被遊兼候間、其邊は甚以御斟酌に被思召候へ共、可然可申入と之御時宜にも有之候間、是又關東へ御達置候様宜頼入候事。

酒井氏答書

此の如く九條關白も、宸翰の内容其儘を、酒井所司代に申達し、然る可く取計ふ可く希請した。然るに酒井所司代は、九月二十一日附にて、左の答書を、九條關白

に上つた。

過日和宮御方御縁組之儀、右宮より御内々御請被仰上候砌、御好之御个條、御願御座候に付、御達被成下、關東え申達、右御返答之書取奉差上、御奏聞被成下候處、右程迄に深く御領掌にも相成候段、御滿悦に被爲有候旨、乍併御一个條御下向之一件者、於關東御延期に相成候而者、御差支之次第に付、尙又段々和宮御方え御説得被遊候處、御願之内、一个條に而も、思召通り不相成候儀に候はゞ、御請は難被遊之旨、猶又御下向之處は、何卒明後年に相成候様、御別紙之通御願被成候に付ては、此上は御勸も難被遊、甚以關東へ被仰兼候得共、御下向明後年之處、御承知に相成候様、篤と私迄可被仰下候様、御内々御時宜に御座候間、左様にも無御座候而者、宮御方にも、御不慮之御心配も被爲有候へば、此上之被仰入方も無之候間、宜勘考仕、程能關東え申達候様被仰下候趣、逐一奉畏候、實以無御餘儀、御次第、乍恐御尤至極之御儀に奉伺候間、早速關東へ相達可申筈には、御座候得共、今一應御款願申上度儀も、御座候間、以別紙奉申上

今一應御嘆願

候。何卒御昭亮被遊被下候様伏而奉希候。右御請御願旁此段奉申上候事。尚以右之御次第に付、宮御方より御願之御文一通御内々拜見被仰附候旨奉畏候。則拜見仕候間返納仕候事。

九月廿一日(萬延元年)

忠 義

酒井の努

此の如く所司代酒井忠義は、今一應御歎願との一句もて、聖旨の趣きを、關東へ傳達する以前に、御再考を煩はし奉らんとその底意を現はし來つた。若し酒井にして此の使命が成就せられざるに於ては、彼の所司代としての位地にも少からざる影響を及ぼす可きは、必然のことであれば、彼も一生懸命に、此事が關東の意志通りに運ばる可く、努力したことは、固より推定に餘りある事であつた。

〔四九〕 九條關白と酒井所司代との往復書簡(二)

酒井歎願別紙

酒井所司代が所謂る「今一應御歎願」と申出したるは、左の別紙だ。

以別紙奉申上候。御下向御延期之御次第、無御餘儀御譯柄被仰下候義を、私より押而歎願仕候義は、幾重にも恐入奉存候得共、是迄追々之御往復にも相成候處、終に御納得御内定と申御事に相成、誠以公武之諸臣、無此上難有奉存上候處、右に付而者、宮御方御好之御个條御願に相成、右御箇條之中には、於關東甚御六ヶ敷御箇條も相見候處、關老共よりも、外御箇條之處は、盡く御好之通聊も御指支之義不申上候段は、實に格別被盡評議、丹精仕候儀に御座候處。

是非年内御下降願

此れは關東では十二分に、好意的に、和宮御願の條件に交譲したる次第を云ふ。唯御一个條、御下向之儀計は、明年は御年割も不宜、後々迄之御氣掛にも有之、且明後年と申候而者、夫迄大奥向御空殿同様之義に而は、實に御内外御政治も相立不申候間、一と先當十一月には、御下向被遊被下候様、無御據御譯柄迄、

具に言上候儀は申上候迄も無御座候得共、右程迄にも言上仕候處、右は是非本年十一月中までに、御下向を必須とする理由を、是迄開陳し來りたる次第を云ふ。

延期の困難

宮御方御願とは乍申、矢張押而明後年と被仰出候而は、於閣老共も如何相心得可申哉、逆も一應に而者奉畏問敷。

江戸老中共も、此上明後年とありては、中々以て承知しまじと云ふ。

最前御返答申上候明後年にては、御差支之次第、如何様御聞取被遊被下候哉、且又明後年御上洛之義も御指支無之と迄も申上候事故、全く御追孝故之義にも不相伺。

關東側の理窟としては、一應尤の次第と云はねばならぬ。

酒井強硬申入

左候は、是非明後年と被仰出候御譯柄、何故之儀に候哉と申儀迄も是非是非相伺候様にも可相成哉。

理窟も此處まで押し詰めねばなるまい。それでは面倒だ。

全文眼目

左候得者、御往復、御押合にも相成候はゞ、此上は又々御隔意を醸し候様之事に相成候而者、折角是迄御一和之邊に於て、却て如何可有御座哉と深く心配仕候。

此の一節が、全文の眼目だ。乃ち斯くては本來の目的である公武一和の妨げとなる可しとのこと。

下向時期にて停頓の損

既に御縁組之儀は、御納得、御内治定にも、相成候處、唯々御下向御頃合之御一箇條に付、不容易儀をも、引出候事に相成候而者、實以深恐入奉存候に付、不願恐、伏而懇願仕候。

期日の問題は、大事の前の小事だ。既に御結婚が決定したる上は、斯る小問題にて、葛藤を來すことは良とに嘆ず可きことだ。

強て御納得願ひ

何卒當十一月御下向之儀、御納得に相成候様、今一應篤と御諭被遊候はば、宮御方には、御年若には被爲有候得共、兼々賢明にも相伺候義、於關東無御據御譯柄をも御汲取被下、當十一月御下向之儀、御納得にも相成候はゞ、夫社は實

に御一和之上之御一和に而、公武御合體、御長久之御基と、無此上難有奉存候、右之段不願、恐伏而歎願仕候事。

九月廿一日

忠

義

關白別紙
に御答へ

而して更らに九條關白の別紙に答へて曰く、
御別紙謹而拜見仕候、陳者御本紙之通御沙汰被爲有候後、尙又私へ御示し可
被成と之御趣意は、和宮御方御下向之儀、何れ共今年之内と申御儀にも候
はゞ、宮御方には、大體御斷にも可相成歟に思召候。左候はゞ御一和之御詮も
不被爲在候間、御幼少には被爲在候得共、壽萬宮御方にも相成候はゞ、御相談
も御宜と思召候得共、彼是御斟酌にも被思召候段、可然被仰下候様御沙汰に
付、是又關東へ相達置可申旨被仰下候趣奉畏候。

以上は九條關白の來書に就ての挨拶だ。

模樣答へ
の不可

右は關東へ被爲對、格別御高配被遊候處より、先々豫め御内沙汰被遊候御儀

と、實々無勿體奉存上候。乍併和宮御方御縁組之儀者、既に御内治定にも相成
候儀、唯々御下向御頃合之一條而已之儀にも御座候間、只今御模様相替り候
而者、實以不容易御儀と奉恐入候儀に付、別紙之通、不願恐歎願仕候儀にも御
座候間、何卒當十一月御下向之儀、今一應篤と御諭被遊被下候様、伏而奉希候。
夫迄之處者、御本紙御別紙共關東え相達候儀は、須臾御猶豫之儀奉願上候事。

九月廿一日

忠

義

出來の相
談

當時壽萬宮は、安政六年三月二十二日の御誕生なれば、漸く一歳半に滿ち玉は
ざる次第、それを將軍の御臺所として御降嫁遊ばさるることは如何に餘儀な
き次第とは云へ、固より問題となる可きものではない、主上にも固よりそれが
御本意ではなく、萬々已むを得ざるものとして、最後の一案とし玉うたるもの
されば酒井所司代が、此れを別段問題としなかつたのも、寧ろ當然のこと、但だ
以上酒井所司代から、九條關白に答へたる三通の文書を取り束ねて見れば、措

酒井の意
志強硬

辭は婉曲ではあるが、意志は頗る強硬だ。乃ち最後の一句、御本紙御別紙共、關東え相達候儀は、須臾御猶豫之儀奉願上候事の文字中には、到底關東に相談したとて、出來す可き相談でない。されば朝廷の方にて、然る可く御折合を仰ぐと云ふ一點に歸著する。

【五〇】 問題停頓に付ての宸翰

主上の朝
臣御諮問

九條關白は、酒井所司代の上掲の書三通（参照 四八、四九）を九月二十五日御覽に供し、聖思を廻らさんことを奏請した。主上には全く當惑し玉うた。一方には和宮が最初から御願ひの通り、明後年ならでは東下せじとの思召であり、之に反し關東では是非とも本年十一月迄には東下を願ふとのことであり、其の間立たる酒井所司代さへも、此事だけは關東では再考の餘地なく、寧ろ朝廷

岩倉御答
奏

に向つて御再考を願ふと云ふ次第（参照 四八、四九）なれば、仍て主上は久我建通、中山忠能、正親町三條實愛、岩倉具視等を御前に召し、御諮問あらせられた。

具視對て曰く、和宮御願の第一條を、關東に於て奉承せざるときは、内親王降嫁の前例に、其夫たるものは參内し、同伴にて歸邸するの儀式あるを以て、此前例に據り大樹上洛し、二條城に於て、婚禮を行ふべき様、御沙汰あらせられて可ならん。是事は前に橋本宰相中將（實麗）が、中山卿に説きしこと之れ有り。然れども此御沙汰は非常に屬するを以て、猶又和宮御願の第一條を奉承すべしと嚴重に仰遣され、其上仍は奉承せざるときは最後の御沙汰として、大樹上洛仰出されて可ならんと、（岩倉公實記）

岩倉意見
御採用

主上にも姑らく此の意見を採用あらせられ、翌二十六日、宸翰を九條關白に賜はり酒井所司代の答書を却下し、更らに關白に於て、然る可く商量す可き旨諭し玉うた。その宸翰は左の通りだ。

若狭守より差出候書取一覽致し候、尤之次第には候得共、元來此縁談、疊夷掃

攘後ならでは取結兼候心得候得共、段々關東より懇願之旨趣、難默止、且七八今年乃至十個年之内には、蠻夷拒絶にも可相成段、旋と返答之次第も有之、且公武一和者、專要之儀に付、精々和宮え説得致し、漸内々粗承引にも相成候事に候。

此れは當初からの此の事件の大體に付ての御考察だ。

乍去宮より願立之内一箇條にても、御請無之候は、承知も相成兼候由は、兼而承居候處、各領掌之儀は、一同格別丹精と相察候へ共第一之箇條（明後年東下のこと）不承知に付、何とも説得いたし兼候へども、無據次第汲察に及び、精申勧め候處、尙又宮より遮而被相願も無餘儀相聞え候に付、不得已其段申遣候事に候。

以上は第一箇條に付、是迄朝幕交渉の成行に付てのこと。

主上御苦衷

此上は最早風諭之致方も無之、義理合に於ては、上下之差別も無之儀、若狹守（酒井所司代）にも能々推察致し候様にと存候。

延期止むなし

「義理合に於ては、上下之差別も無之儀」とは、洵とに御尤なる御言葉である。

右前件即今夷人退散之儀も、相調兼候と粗似寄候儀に而、右縁談之事も、眞實急迫相成がたき筋に有之、總而新例故、諸事自ら遅延に可相成、若狹守身分に取候而者、如何程歎心配と重疊氣之毒には候得共、右之儀可然勘合、關東宜達候様にと存候。

攘夷の期限さへも、七八個年乃至十個年を要すると云へば、和宮の御東下も足かけ三年位は辛抱せねばなるまいとの御沙汰。

主上御當惑

此上無理に勧め申候而者、意外之事に相成候時は、先帝へ申譯無之、右等之儀有之候間、先日申聞候通、壽萬宮に而者如何と迄も申出候事にて、只々心配候、吳々如何可致哉と、返事之申出方無之、當惑候、其邊汲取、關白宜敷處置可有之候。

主上の御立場も、全く「當惑候」の三字にて盡きてゐる。

一體之趣意、公武一和に基き候處、度々之往復より、却而不和之基源を醸し候

而者、甚心痛、實々予が身之置所なく候邊、不惡推考有之度候。
予が身之置所なくの一句、洵とに恐懼の至りだ、知らず關白は何を以て此の宸
襟の御惱みを解き奉らんとする乎。

關白の勞
力依頼

關白にも種々配心之處、扱々氣之毒に候へ共、尙勘辨頼入候。今一應申勸候半
而者不叶儀なれば、尊公より宜勘辨有之候様致度候事。

本文之通故、此書附は先差返候事。

此の書附とは、酒井所司代より關白へ提出したる三通の書類のことだ、尙ほ最
後の一句「申勸候半而者不叶儀なれば、關白宜勘辨有之候様致度候事」は意味深
長にして、若し萬止むを得ざる儀あらば、更らに關白より和宮を御勸め致す可
しとのことであらう。

【五一】 九條關白と橋本實麗

橋本實麗
の宮勸説

九條關白は、宸翰を拜受し、酒井所司代と相談の上、更らに橋本實麗をして、和宮
に勸説せしめた。乃ち橋本實麗の日記に曰く。

廿六日(萬延元年九月)丙辰、未下刻(午後三時)若狹侍從酒井忠義使來、謁之。和宮
御下向之儀に付、無程殿下(九條關白)御使可來、宜取合之事被頼越。續而殿下御
使來(島田左近)則謁之處、同上之儀に付、以仰之趣、巨細有被命儀。猶和宮可言上、
併殿下御直書取給候様申答了。

廿七日丁巳、辰刻許(午前八時頃)殿下御使來(昨日同人)謁之、則御直書取、且宸翰
内々爲見給、尙亦有御口上。直參和宮、從殿下被命之趣、逐一及言上、並宸翰殿下
御書等入、御覽之處、有思召之間、其旨殿下へ可報之旨命給、直參殿下謁同人、和
宮仰之趣申入、良久又々有答、強而今一應和宮へ言上之事頼示給、直參和宮、殿
下御趣意及言上之處、無御承引、依之又々參殿下、其旨申入置歸家。于時戌刻許

右要領

(午後八時)今日之時宜、迷惑之次第也。

此れにて見れば、酒井所司代用人三浦七兵衛や、九條家の家宰島田左近等が、如何に橋本實麗に向つて運動したか、判知る。人を射らば馬を射よ、和宮を動かさんとせば、先づ御生母の兄橋本實麗を動かすに若かずとして、橋本に肉薄したることが判知る。而して橋本は九條關白に勅書を要求し、それと與に宸翰を懷にして、和宮に謁し、御勧めしたが、宮には容易に御承引なく、よりに其旨を關白に報じた。しかし關白よりは更らに今ま一應との依頼にて、引き返して再び和宮に言上した。されど宮は固く執りて御承引なかつたから、その旨を更らに關白に報じたと云ふことだ。今日之時宜、迷惑之次第也とは、良とに橋本其人の胸中を描き出して、躍如たるものがある。

關白直書

尙ほ橋本の望に任せ、九條關白が認め與へたる直書は左の通りだ。

和宮關東御下向之儀、過日關東より宮御好之个條之返答には、一个條御下向之處、御願之通にては差支有之趣、就右當十一月中と申參候間、於上御心配之

御事には被爲在候へ共、無御據此段宮へ被仰進候處、何分御願之内一个條にても、不出來候得ば、御請之處難遊之段、矢張一應明後年之儀、御再願之趣、依之段々窺慮を被惱候得共、何分被遊方無之、關白より内々武邊へ内達之様、蒙御沙汰候故、即若狹守へ具に申達候處、於所司代も、深恐縮之様子、乍去於關東も、差支候儀故、不得止出願之事故、甚恐入候儀には候へ共、今一應和宮へ上より御説得被爲在候様御取計、偏に歎願にも不成候へ共、何共御當惑被遊候間、關白より宜勘考可仕候旨之御時宜にも候間、何卒深々御働にて、宮へ關東より依請御請有之様、御説得御丹誠之事、頼入度、委曲は内々家來より御聞取是亦頼入候事。

此の家來とあるは、云ふ迄もなく島田左近のことだ。然も其の努力の甲斐もなく、何等效果の無かつたことは、上に掲げたる橋本の日記の語る所によりて知らる。

然るに、九條關白は、如何なるつもりであつた乎、九月二十八日には參内して主

九條氏宮
承詔を奏

上に對し奉り、和宮は已に東下を御承諾あらせられたれば、勾當内侍をして、其の期日を定むるの命を傳へしめられんことを奏請した。主上には之を異み玉うて、久我建通、中山忠能、正親町三條實愛に命じ、其の事情を實麗に問はしめ玉うた。

主上奏請
す
實否か正

三十日(萬延元年九月)庚申、未半刻許(午後三時頃)從中山亞相(忠能)書狀到來。仰之儀依有之、只今可參朝被示、直參内之處、於御學問所南庇、以一紙被尋下。和宮當十一月關東御下向之事、過日以來段々御往復有之、明年にも可相成之處、殿下(九條關白)御家來輕者(島田左近事也)所司代家來下賤者(三浦七兵衛事也)依申、予當年御下向之事御勸可申上旨、予申之由殿下言上之旨、依之御不審之由、被尋下趣也、實以恐懼之儀、雖然存外之事故、去廿六日殿下御使並若狹守使、應接之趣、以書取可申上申入退出。

此の如く、九條關白の奏上と、主上の聞こしめし玉ふ所と一致せざるを以て、橋本實麗より其の始末書を徴し玉うた。

【五二】 橋本實麗の顛末書 (一)

三浦島田
の強運動

抑も橋本實麗が、九月三十日附もて、御手許まで差出したる顛末書を見るに、其の委細の曲折は、左の通りである。

去廿六日(萬延元年九月)未半刻(午後三時)頃、若狹守(○酒井所司代)家來(○三浦七兵衛)請面會謁之處、無程殿下御使にて、和宮御下向一條可被申入候間、若狹守よりも、宜相願度旨に付、尙殿下御口上振にて心得居候様申答候事。

引續殿下御使(島田左近)來謁之、最初御口上之趣には、和宮關東御下向之儀に付、仰之趣有之候間、御招にて可被命之處、此頃御所勞、依之同人儀(左近)此一件御用掛之由にて、以同人被命候趣に候事。

以上にて三浦吉信、先容をなし、次に島田龍章來り、九條關白を眞甲に振り翳して、橋本に肉迫し來つたことが判知る。

此御縁談之事、從最初殿下御心配にて、諸司代並極密關東表等へ毎々御往復

關白の橋
本依頼

に相成候處、從關東強而申願候に付、此頃之御場合に相成、終には當十一月御下向之事申來候に付、深被惱寂慮候に付、先日以長橋高野房子被仰進候儀も被爲、在候間、今更被仰進候様も不被爲、在候間、右之趣從關白宰相中將橋本實應を以て、此之趣をよく御諭し申上、御承知に相成候様可然との御事。此れは關白より橋本に向つて、直接和宮殿下を御勸め申し上ぐ可しとの依頼だ、而して以下は、それに對する橋本の返事だ。

橋本返事

一 右御答、かく迄被惱寂慮候御事、且以長橋被仰進様も被爲、在候に付、精々御納得被遊候様可申上、乍併去十四日長橋御使にて當冬御下向之事、從關東申來候へ共、火急之儀、殊に寒氣之頃にも候間、來年四五月比御下向にて可宜哉、寂慮候儘、其邊御承知被爲、在候様との御事に付、從和宮勅答並に御願、同十八日藤御乳御使並觀行院書狀にて來年四五月頃にて御宜と申事には候へ共、關東にて來年は御氣掛りと申事に候へ者、宮にも御同様之御事故、最初御願通、明後年と御願之節、尙早々御達し可被遊、しかし御返事遅く可相成と申

御事有之候儘、其邊之處如何哉と申答候へ者、同人左近夫は流しに相成候様との答實應左候はば、十四日御使相消候形ちに候間、筋立難く、右にては御承知も有間敷と申答候處、同人何分にも右之通可申上との殿下御命との事故、
○實應左様之御次第にも候へば、可申上候へ共、元來愚昧之事故、若申損有之候而は、深恐入候間、何卒殿下御自筆にて、御趣旨眼目之處、御書取之事相願度と申入候處、同人左近承知之事。

御強制困難

橋本の方にも、相應の申分がある。元來此の結婚は、和宮は固より、主上にも御好みではなかつた。而して餘儀なき譯合より斯く定まりたる次第なれば、主上にも其の期限なりとも、せめては和宮の望に御任せあらせらる可き寂慮であつたであらうが、是亦た餘儀なき譯合にて、十一月御東下と申す次第となりたれば、今更ら和宮の御不納得に對し玉うても、御強制も六ヶ敷思し召されたる次第は、既記の通りだ。參照 五〇

島田言説

一 右言談之内、爰にて御請被仰上候とても、當冬中御下向と申事は、中々難

出來、且どふか御車に而御入城と申説も有之、唯今御車造作中之由に候へば、漆乾き候事無覺、東右生乾き之所へ、宮様御乘に而若し漆まけにても被遊候はゞ、以之外之儀故、彼是申内、自然明年に相成候事は、顯然之事と申候間、(實麗)其儀言上に而宜候哉と申入候處、同人(○左近)言上にて宜候旨相答、(○實麗)左候はゞ、殿下御請合に候哉と申入候へ者、同人(○左近)殿下御請合は不被成候へ共、十に九つ半は、左様に可相成と申答候事。

右之外多端被命候趣之御詞有之候へ共、(實麗)證と致し候事は先右之通に候事。

九條氏努
刀

此れにて如何に九條關白側にては、遮二無二和宮の十一月御東下一件御納得に努力したるかゞ判知る、事實は如何様とも、先づ納得の御返事を得たいと焦躁したるかゞ判知る、要するに首尾能き御返事さへ得れば、其上は如何様にもとは、島田の心底であつたらう。

【五三】 橋本實麗の顛末書 (二)

島田の橋
本邸参り

一 廿七日(萬延元年九月)朝辰半刻(午前九時)過、殿下御使(島田左近)昨日相願入候御自筆御書取給、並勅書拜見被仰附、又々昨日御同様之御口上にて、此れは前日、橋本より島田に向つて、和宮へ九條關白の意を通ずるに付ては、關白の眞筆書取を必要とする旨を告げたから、島田がそれを持参したのだ。その書取は既掲の通りだ。(參照 五一)

先づ御請
の勅説

昨日被命候通故、中々當冬御下向と申事は、無理之事故、先御請候はゞ、桂御所御拜借敷、又は二條城にて、御式さへ相濟候はゞ、御宜儀と之御事。此れは九條關白の眞筆書取には認めてない、惟ふに島田其人が語りたるものであらう。

右之趣に付、猶宮へ早々可申上、且勅書暫時拜借之儀申入候處、不苦候旨、(○左近)申答候事。

宮御思召

卽刻和宮へ參上、昨日今朝殿下仰之趣、逐一言上候處、何共被爲恐入候御事故、御迷惑には思召候へ共、先御請可被仰上候へ共、去十四日長橋(高野房子)御使之旨に付、同十八日藤御乳(田中繪島)御使御口上觀行院書狀等にて、御願之事被爲、在候間、右御返事御伺之上、彌之御請被仰上度候間、長橋(高野房子)より之御左右無之候而は、難筋立、何分にも長橋より之御左右御待被遊候上之事との御沙汰に付、直に殿下へ參上、右之通左近を以申入、勅書返上候處、御面會被成候筈に候へ共、明日(九月二十八日)立親王宣下に付、御參之ため御平臥、以同人御返答左之通。

此れは和宮には、九條關白からでなく、直接宮中からの御沙汰を承りたる上でなくてはとの思召だ。尙ほ親王宣下とは、明治天皇の親王宣下のことにて、此際御名を睦仁と稱し玉ふこととなつた。要するに九條關白は、橋本には直接面會せず、島田左近もて、橋本へ返答した譯だ。その始末は左の通りである。

橋本の案

昨日今朝も被命候通、從長橋(高野房子)被仰進方も、不被爲、在候間、何分にも御

島田の考

納得被爲、在候様と之御事(實歷)最前も申入候通、夫にては、以長橋被仰進候筋立かたく、此儘御請に而は、後々之處如何思召、觀行院(和宮御生母)にも、深心配仕候間、何分にも今一應長橋參上に而、其子細言上之事申入候處、此れは橋本實歷が、島田左近に語りたるもの。

宮思召

同人(左近)卽答、左候ては唯今彼是と相成、如何故、何事も殿下御引被き被遊候。又以後御申立御願等之儀は、宮中之儀、内外大小事共、御取計被成候御職柄故、急度御請合被成候間、只今之處に而、彼是無く、穩に御請有之候様、今一應和宮へ可申上、被命(但卽答之内)、(實歷)左候はば如何乍ら、可申上申答退出、直に參准后、明日之事申合、入魂退出、和宮へ參上、先刻殿下御命之趣申上候處、夫に而は難分、又殿下御引被きと申事も被爲恐入候間、何分にも長橋參上に而、其子細言上の上ならでは、彌之御請は難被仰上、且又於和宮者御大事之御事故、如何程稔と致し候者、御不安心に候間、今度は是非共殿下へ可申入、御沙汰に付、直に殿下へ參上、以左近宮御沙汰之旨申入、猶明日於宮中御直に可言上申

置退出

此れにて見れば、如何にも和宮の御態度は斷乎たるものがあつた。要するに殿下は、九條關白を相手とせず、直ちに宮中からの御沙汰を要めてゐられた。九條關白猶ほ然り、況んや島田左近の徒をやだ。

橋本九條
會談

廿八日於宮中殿下へ拜面、昨日宮御口上之旨申上候處、殿下御命には、全體此事無理成儀、假令御請に相成候共、當年中御下向之事存も寄らぬ御事故、是非明年に可相成、且何歟御聞込之事も有之候由に而、是非明年に可相成と、吳々も被命、其内前顯御車之事も被命(參照五二)、且又長橋、宮へ參上之事、唯今内々言上候間、何れ可有參上、併今日(廿八日)は御混雜、明日は參上可有之と被命候事。

以上橋本實麗が御命によりて差出したる願末書を見れば、和宮には依然從前の立場から、一步も御動きなく、折角九條關白が、橋本實麗を以て、和宮の御心を動かさんとしたる計企も、殆んど水泡に歸した姿だ。

〔五四〕 九條關白への宸翰及び勅答 (一)

主上御遊
鱗

主上は九條關白の奏請したるところと、橋本實麗の差出したる願末書とが(參照五一—五三)、其の内容に於て、相違せる所あるを看取遊ばされ、甚だ御逆鱗遊ばされた。否な主上の御逆鱗は、九條關白の奏請に就て出で來つた。乃ち九月廿九日附久我建通が、中山忠能に與へたる書中に、昨日、一昨日等も、於御前相伺候には、よほど今度は御逆鱗之様子に御座候。御尤なる御事と存候と云ひ、又た、今一應殿(九條關白)へ被仰遣候は、いかゞ候哉、其上に麗卿(橋本實麗)へ御逆鱗之邊を以、御尋に相成候方可然哉と存候。何れ此のかけ合中には、當年も押移り可申歟と相考申候との文句を見ても判知る。而して主上が橋本實麗の願末書を、御覽遊ばされて以來の御様子は、十月一日附にて、岩倉具視が、千種有文に與へたる書翰中、

昨日(萬延元年九月廿九日)、橋卿(橋本實麗)御用召にて、是迄之次第、御尋問之處、

島田(左近)對話之趣意大相違、橋卿誠真相違無之旨にて、逆鱗邊は先々程能參り可申と存候へ共、此先如何之事に御沙汰可相成哉、頓と未だ不相分(孝明天皇記)

とあるを見れば、其の消息の一斑が覗はるゝ。

御逆鱗の理由

却説右の次第にて、主上には十月一日附にて、左の宸翰を、九條關白に賜はつた。彌御安泰令賀候。然ば去廿八日承候長橋を遣し候儀は承知致し候。和宮承知に相成候段は、安心致し候得共、以新大典侍(勲修寺徳子)長橋(高野房子)兩使申入候節は、堅く申立も有之候處、島田並所司代家來にて申入候へば、速に承諾に相成段。

主上面目なし

此れは主上の尤も御逆鱗遊ばされたる要點だ。和宮の東下御承知は、主上にも甚だ御満足なるも、主上よりの御内使に對しては、不承知を宜べられ、島田や三浦等陪臣の勸説には、御承知とありては、全く主上の御面目も相ひ立たざる次第だ。

夫にては過日來之筋難相立候故、和宮へ一應屹と可尋糺存候得共、夫にては兄弟爭論にも相成不穩候故、宰相中將(橋本實歷)へ筋合篇と相尋候處、別紙之通、關白へ申答候由(參照 五二、五三)此面にては、十四日以長橋申遣し、十八日返答有之候儀、今一應否哉申入候迄は、全之承知には無之旨相見候間、猶篇と勘考之上、長橋可差遣候、關白も此邊篇と勘考可有之様存候事。

十八日和宮より返答望之儀は、過日遣し置候觀行院書取之事に候。

去廿八日委細承候へ共、少々相違之處も可有之歟、又は小子承損漏洩も無

覺束御含頼入置候事。

此書狀別紙等、御返事之御便御返し頼入置候事。

九條勅答

此の如き宸翰を拜したる九條關白は、恐疎措く所を知らず、左の勅答を上つた。和宮御下向一件、御請之儀に付、去る廿八日及言上候處(參照 五二)尙又實麗卿へ筋合御尋被爲有候得ば、別紙之通被申上候書取にては(參照 五二、五三)全之御承知には無之、臣言上候と齟齬致候故、御不審之御沙汰恐入承候。

齟齬の點
分明

元來主上の御逆鱗は、主上の御使に對しては、和宮は御不承知、九條、酒井の使者に對しては、御承知との一件に存する。その御不審は、橋本の顛末書に徴して、九條の奏請したる御承知と云ふ事と、橋本の語る所と一致せざる件だ。されば宸翰には此の兩件に對して、九條關白へ御質問遊ばされたるもの。而して九條關白は、此の兩件に付て、それ／＼釋明する所あつた。以下が則ちそれである。而して九條の釋明によりて、その齟齬の點は自から分明する所あつた様に思はる。

久我右大將中山氏に與ふる書

昨日は寛拜畏入候。先々無滞被爲濟恐悅存候。尊公にも御安心と存候。(親王宣下の事に係る)然ば、昨日御咄合申入候一件(橋本實麗)へ御咄合之事申上候へ共、何れに是儀は有之方なれ共、明日一應御相談之上に願上候。小子急と一考仕候儀有之、且岩朝臣(岩倉具親)只今方被來意中咄合候處、彼朝臣も同意符合之儀にて御座候。且鶴(大原源三位)よりも傳言有之候へ共、是は畢竟昨日同様成事、猶又和らかき口氣に

御座候。不似合儀と不審に存候。何分昨日一昨日等も於御前相伺候には、よほど今度は御逆鱗の御様子に御座候。御尤なる御事と存候。夫に付、昨夜今朝來相考候處、何分もへと不戻には實に御威名も難立存候。殿(關白)にも立腹之邊昨日も承候間、一向此處に候は、和は御承知たり共、若(酒井若狭守)の下賤之士、井島左などより申入候事を、一應不相伺承知に致候段不行届。且御内儀之役人兩頭より使には堅固に斷と申邊、雲泥之相違と申段、實に上之和を氣毒に被思召、先朝之皇女故、段々御六ヶ敷御應對中に易く承知、何時にても下行など、申邊、上へ對し、失敬之取計方不其意候間、和は承知たり共、上には一切御破談に被遊度、今更從内儀申動候儀は不快などと申邊、程能可組取と、今一應殿へ被仰遣候は、いかゞ候哉。其上に履躰へ御逆鱗之邊を以、御尋に相成候方可然哉と存候。何れ此かけ合中には當年も押移り可申歟と相考申候。委細は明日御相談に可及候得共、内々又候御一考被遊被置明日可相伺存候。實に此まゝにては、島左一人之取計にて主上迄もやくたいに致候段、矣々苦々數存候。爲忠臣ものは、只々御縁は御縁にして、御威名損じ候は、是より何を被仰立候ても、矢張御側よりかれ是申上候と計に可相成哉と、其邊にて心配仕候事に候。いか被思召候哉。尙正三(正親町三條)へも可申談と存候。(月日缺、恐らくは萬延元年九月廿九日のもの、中山家文書)

【五五】 九條關白への宸翰及び勅答 (二)

九條釋明

九條關白は、主上の御不審に對し、左の如く釋明してゐる。

最廿八日(萬延元年九月)言上之砌も(參照 五二)駢と宮御受之御返答共言上不仕、内々は橋本申候には、御内儀より一寸御沙汰共被爲、在候は、粗御請にも可相成、歟と言上仕候。夫も元より武邊より内々橋本へ説得致し出來候事と存居候。何も宮御請明白に候は、長橋御使之事、改て御沙汰を不奉願。

此れが九條關白の釋明の尤も強點の一だ。確定とならば、別に内使として長橋局の出向を奏請仕らない。斯く申上げたのが、確定でなく蓋定であつた證據である。

九條橋本
應接始末

其砌も言上候通、何分橋本返答には、關白より申入候趣意は、宮にも御氷解御承知に候得共、過日長橋より御申入之時は、當年中と申事は、不被爲、在、來年三四月頃と、長橋申入候故、其年は關東にて年割之差支も有之候故、右之譯にて

事情曲盡

は、宮も御斟酌にも御座候故、矢張明後年と之御願之事に候間、何分御内儀より一應被仰進之上ならでは、關白へは、屹度御請は、不被成候趣、返々實麗より承候、即廿八日於省中、彼卿へ面會之節も、同斷之振合、尤御内儀御沙汰被爲、在候は、粗御請も可相成哉と、大概之咄合にて御座候。此れは九條關白が、橋本實麗との應接交渉の始末に付て語る所、要するに何れにしても、主上の御手元よりの御使者にて、最後の決定を告ぐ可きものとして、此儀は左様可有之と存居候。夫故言上之節も一應御内儀より御沙汰之事奉願上候次第に御座候。吳々も兎角脇道より説得致し、御請相成候ては、不宣と申儀、於愚臣は、最初より申上候譯柄にて御座候。

此の答辯は、如何にも事情を曲盡してゐる。而して九條關白は、更らに一步を進めて曰く、

宰相中將(橋本實麗)へ筋合篤と御念之爲、御調にては、決而御請と申上候儀は、有間敷奉存候、御内儀より宮へ被仰進候上ならでは、宮にも定て不被仰と奉

今一應御
内儀御勸
めの要

恐察候、兎角實麗之書取を以、彼是掛引御調有之候共、乍恐何之詮も無之哉とも存候、尤別紙書取之内に、間違之詞も御座可有歟、必竟枝葉之儀、要之所は、今一應宮へ長橋より御勸め被爲有候はゞ、夫にて否御別りと奉存候。要するに九條關白の主旨は、九月廿八日奏請したる所を、その儘繰返すにありて、彼が二十八日奏請したる所は、決して何等間違なき旨を、釋明したのだ。

従前言上
間違なし

併此上愚臣勘考可仕と蒙、御沙汰候ても、實麗之元來所司代家來之應接振如何被致候事哉、若狹守(酒井所司代)よりは、粗内々御承知も可有之と存候故、此書取若狹守より奉入、天覽度頼に候、其砌小子言上候通之心得罷在候。乃ち九條關白には、當初奏上致したる以外には、別段新らしき分別も出でかぬると申す意味合だ。

且御沙汰之通愚臣家來並若狹守家來抔よりにて、速に御承知と相成候段御不承知之事、御尤之譯は、過日來敬承之儀、夫故何卒御内儀より御勸め之事奉願候、御沙汰無之ては、宮にも毎迄も御請之處、否不分と奉存候。

九條の違

此れは釋明と云はんよりも、寧ろ積極的に逆襲申し上げたる姿にて、至尊の思召は、百も承知であればこそ、此方からして、御内儀よりの御勸を奏請申し上げたる次第である。それに今更ら島田、三浦の徒の勸説にて、宮が御承知になりたりとて、御逆鱗とは、ちと合點が參り兼ねるとの意味だ。

吳々も御内儀之事、短才愚昧之小子、上より段々御勸めにて、宮御請無之儀、此上は逆も微力に難及、乍恐宜辭申上度、偏に御勸め之事、御勘考之所、肝要と存候先は亂毫之儘、御請迄艸々如斯候、云々

十月一日

尙 忠

九條の不
平

以上によりて見れば、九條關白は單に恐竦したばかりでなく、更らに胸中穩かならぬ憤慨の氣を漏らしてゐる。九條關白は、豫て然る可く取計へとの御下命を奉して、その通りに取計らひ、既に九分九厘のところまで漕ぎ附けたるに、却てその事に付き、主上より御詰問を被りたるは、不本意千萬であるとの意中が、

ありありと其の文字の外に露はれてゐる。乃ち九月二十九日附久我建通が中山忠能に與へたる書中にも、殿(九條關白を斥す)にも立腹之邊、昨日も承候云々の文句があれば、主上と九條關白との間に、此の問題に付て、若干感情の齟齬が看取せられないこともない。

【五六】 兩女官の使命と橋本觀行院の奉答

九條師小路に諭す

九條關白の勅答は、恐らくは主上にも御理解あらせられたる所であらう。同時に九條關白は島田左近をして、當時江戸より上京中なる橋本勝光院——故家慶將軍上臈姉小路——を諭し、同女をして橋本觀行院(和宮生母)田中繪島(藤御乳)等と相ひ謀り、和宮に本年十一月御東下御承諾ある可く勸説せしめたが、勝光院は、勾當内侍をして東下の期限に關する内旨を傳へしめたらんには、和宮

新大典侍等の御勅

は速に奉命せらる可き由を、九條關白に復答した。此に於て十月四日、新大典侍(勸修寺總子)勾當内侍(高野房子)は、内旨を齎らして和宮に謁し、准后——九條夙子、即ち英照皇太后——にも、偶數の年齒もて、入内あらせられし嘉例に倣ひ、明年春夏の交、東下あらせられては如何にやとの御尋ねいたした。其の口上書に曰く、

其口上書

關東え御下向之事、關東より段々子細言上に而、無據懇願、追々被仰進候通の儀にて、御理切にては、實に公武之御間柄に拘り、御心配之處、粗御承知にて、上にも御安心被遊候、併御下向御比合明後年と被仰立も御尤に思召、段々被仰出候得共、何分にも關東不得止子細申立、今年中に相願度、再三申願、實に上にも御當惑被遊候得共、此上御直に被仰入候ては、御兄弟の御間に拘りては、不容易との思召に被爲、在候間、其旨殿下え被仰遣候處、自殿下一應被仰入候由にて、此上は、以女房被仰進候は、直に御請可被仰上候御様子、殿下より御申上に候得共、御好五箇條の中ゆへ、實々上にも、深御斟酌御心痛被遊候。殊に追

追向寒之御時節せめては明年日も長く暖に相成、御下向に候得ば、少は寂慮も被安候、尙又御掛合被遊候得ども、其上にも今年中と相願候節は、御迷惑之段は、實に以て御氣の毒に被思召候得共、明春御下向の御都合に、御納得難被遊御事に候哉、此邊も御打明けにて、先内々被仰進候事。

宮御承知

如何にも情理兼ね臻りたる御内旨にて、此上和宮にも、彼是と御異存の出で來る可き筋はなき様に思はれた。果然翌五日(萬延元年十月)田中繪島は、橋本觀行院の書を携へて、宮中に詣り、勸修寺徳子、高野房子の兩女に呈し、和宮東下の命を奉せらるゝことを告げた。

觀行院狀

昨夜者御使として御參り御くろの御事に思しめし候、先日長橋様(高野房子)御參りの節、來年四月五月の内御下向の様、仰進られ候へ共、關東御年まわり御よろしからずと申參り候御事故、宮様にも御同様御さかゝりとの御事にて、明後年と御願の御事、御尤に思しめし候由、又關東より御年まわりわるとき由申來り候御事は、さだめし當冬の御下向願度故の御事と思しめし候由、

此度仰出され候には、來年御年御わるきと申御事ながら、准后様(英照皇太后)御入内、長の御年にてあらせられ候由ながら、御機嫌よくならせられ候御吉例もあらせられ候まゝ、夫をもつて仰立られきり候思しめし様のよし、夫とても又々關東よりかれ是申參り候へば、明後年と仰出され候思しめしものよし、右御さきわけ遊ばし候様との御事、かくまで御上にも段々御あつき思召の程、深々畏りまいらせられ候、明年は關東にて御年割はよろしからずと申御事、左候へ者、宮様にも御同様御さがゝりには思召候へ共、御上誠に御あつき思しめし、ふかく忝く思しめし候まゝ、明春御下向の事、御請仰上られ候、右に付ては明後年先帝様御年回御廟參のため、御上洛の御事者、關東にも御請の事故御間違はあるまじく思しめし候へ共、猶又念のため御願遊ばし度思しめし候まゝ、よろしく御頼思しめし候、いよゝ御治定に成參候へば、御上へ御願遊し度御事もあらせられ候まゝ、仰進せられ候はば、よろしく御頼思しめし候、かしく

十月五日

か く 影

新大すけ様
長橋様

兩女官は直に之を上覽に供した。此に於て主上には即日宸翰を九條關白に賜はり、和宮には彌よ明年もて東下の期と定めさせ玉ふ可き旨を、所司代酒井忠義に諭さしめ玉うた。

【五七】十月五日の宸翰

御尊線實
法の御沙汰

主上には和宮が、勸修寺徳子、高野房子兩女官の内旨を齎して訪問を受け、其の生母橋本觀行院をして、謹承の次第を申上られたるに就き、(參照 五六)十月五日

下降句の
事

付にて、宸翰を九條關白に賜はり、彌よ實行の運びに付て、御沙汰あらせ玉うた。
(上略)昨四日和宮へ以、大典侍長橋等、縁組一件段々申諭候處、明後年先帝御年
回急度上洛に相成候儀なれば、納得之由、即別紙觀行院書取之通、(參照 五六)返
答にて、先々大安心候。此上は彌公武一和と歡入候。
全く此の通りに、主上も御安心遊ばされたるものであらう。

且先日橋本へ尋合之事書附も送り候へ共、最早篤と氷解候事、關白にも心に
不掛、安心之様存候。(參照 五二―五五)前條之次第にも候間、先表向願望之儀は、
來九日(萬延元年十月)東使參内可申付存候。扱下向旬之處、今年と申望候へ共、
是は餘り火急輕卒之儀、殊に追々向寒之頃、初旅遠路之儀故、自然所勞等有之
候ては、此方不相濟深く以案じ候。本人(和宮)氣毒は勿論、對先帝實々以無申譯
候間、此儀は幾重にも不同心、理候間、下向頃合之儀は、別紙之趣可申出候。宜通
達頼入候。御年回到付、明後年上京之儀も、早々被達、今一應關東返事承、本人も
安心之様申入度候。實に實に段々尊公も不一方丹誠、心配之段、察入候。

追而外簡條書、先日以來申出候廉々、未曉と返答無之儀も有之候間、此簡條皆々無相違不落様、早々返答有之候様、通達頼入候事、右之段早々申入候事、御覽後御返し頼入置候事、(下略)

如何にも主上には、御念が入りてゐる。實に其の御沙汰が、徹底的である。一から十まで、だめを推してゐらせらるゝ、而して別紙勅書は、左の通りだ。

別紙勅書

和宮縁談之儀、段々相諭先承知に相成安心候。併誠以六ヶ敷處、漸納得之事故、下向之邊、是非當冬中と申出候事は、重々之儀にて難申諭、且自然違變有之候は、取直し難致、其上是迄に旅行などは思も不寄、近邊之野邊にても、去歲炎上之節之外は、一度も不被存、殊更遠路所々之嶮岨も有之歟にて、其上嚴寒深雪之砌、深以案申候、自然寒氣にも當り候様之儀有之ては、本人之氣毒は勿論對先帝實に申譯無之候。於關東も是非當冬と申候ては、何歟聞えも如何哉と存候。旁當冬は延引致度候、併明年は年割之邊も有之由に付、強て申出候も、甚斟酌ながら准后(英照皇太后)入内も丁之年、吉兆も有之候間、強て構も無之歟。

別紙御趣意書

尚ほ別紙御趣意書は、左の通りだ。

明春之下向に致度候、右之段於關東承知有之候は、其上延引と申事も在間敷、右之處、關東へ篤と申入候様、若狹守(酒井所司代)へ被申聞候様存候事。

一 和宮へ文通所存通、少しも不都合無之様に、彌取計可有之、且依用柄爲使公卿殿上人に不限可差下事、

但觀行院上蔭之内直對之事

- 一 和宮所望四个條、(參照 三九)彌無違變様、且明後年御年回上洛可有之事。
- 一 今度入城以下、萬端先規に不可拘事。
- 一 兵庫開港之儀、老中返答早々承度事。
- 一 窮民救助之事、返答之趣、一通り相聞え候得共、聊飭文有之哉にも存候、眞實之處、賑恤之意貫通、萬事不融通無之様、致し度事。
- 一 官民以下、諸向今度之縁組致感伏候様、觸示方承度事。
- 一 和宮可爲實子哉否之儀、此儀は先朝に對し、斟酌有之儀、殊當時相談致し

窮民救助の事

候御所方も無之候間、妹之儘にて遣し度事。

一 橋本父子並親族和宮用事之節は、關東に逗留之事。

一 和宮下向以前、内親王宣下之事。

一 下向後も、都て禁中通、和宮以下、側へ出候者迄、式立候節は、官服着用之事。

一 和宮生涯總て火を清め候事。

右に付、外々へ他行は無之事、但遊參等之節は、清火持參故別段之事。

一 同上に付、下向後は、都て大奥向同居之方有之候ては、差支候事。

但譬ば天璋院(前將軍德川家定御臺所近衛篤子)は西丸、本壽院(家治生母)は二の丸と申様成別殿に住居に相成候事。

一 下向後天璋院、本壽院等、往來對面等は、無之、年始其外都て使にて相濟候事。

但右は禮節に寄り候故也。

一 別殿之向々より、使之節、堂上之娘之外は、目通り無之事。

清火の事

主上周到の御注意

一 下向之節、初て入城之儀にて格別之事故、品川驛より牛車にて、供之堂上行粧にて可隨從事。

右之箇條、於關東許容無之ては、先帝へ對し、深々心配候間、右は是非々々許容有之様致度候事。

尙ほ右十五箇條中、第十二即ち、同上に付第十三「下向後」、第十四「別殿之向々」の三箇條は、十月十六日に至りて削除し玉うた、それにしても如何に和宮の尊嚴を擁護し玉ふに於て、周到なる御注意が、主上に在らせられたかが判知る、固より和宮の尊嚴を擁護あらせらるゝは、同時に朝廷の尊嚴を擁護あらせらるゝ所以である。

【五八】 和宮御降嫁公式奏請

九條酒井
に申達

主上より宸翰を賜はりたる九條關白は、其翌六日（萬延元年十月）左の如く之を酒井所司代に達した。

和宮御下向旬之一件、關東より歎願之儀と相違候處、不都合には存候得共、漸く別紙之通之御沙汰にも相成候故、御趣意書之寫入一覽候、（參照 五七）其外過日御尋被爲、在候箇條之書取、廉々駢と關東より御答可申上之旨、猶又可申達之様、御時宜候、何分無懈念、御心配にて、早々關東へ可被爲、通達様頼入候事。

十月六日

主上の宮
御慰諭

而して七日には、主上に於せられて、和宮に對し慰諭の宸翰を賜はつたが、和宮は左の如き奉答書を捧げられた。

宮奉答書

猶時候御用心様あらせられ候様ぞんじ上參候、めで度かしく御書かしこまり拜見申上參候、彌御機嫌よく成らせられ、めで度ありがたく

參候、左様候得ば、此間は大すけ、長橋御使にて、關東へ下向の事、段々御斷申候得共、度々申參り候に付、御上にもかれこれ御心配遊ばし戴き、御あつき思召様の程、段々伺ひ、誠に恐入參候ま、天下泰平の爲め、誠にいや／＼の事、餘儀なく御うけ申上候事におわしまし候、來年は關東にて年割惡き由申參候ま、私も同様氣掛りの事ながら、准后様（英照皇太后）御入内、丁の御年にてあらせられ候御吉例をもつて、此度仰せ立られきりの思召のよし、何も承り辱り存候、段々御あつき御挨拶とも伺入辱り參候、彌治定の上は、願度事ども御座候、御事は、御承知も遊し候よし、なを申上候へば、よろしく願參候、また下向いたし、遠方とて、御兄だいの御中、御きりあそばされ候御事は、あらせられず、御杖にもなり戴き參らせ候よし、御厚き思召迄深く辱り參候、猶よろしく願置參候、又御上より思召よりの御事仰られ、且仰立られ候御事、在らせられ候せつは、私より取計ひの事、何も伺置候得共、これは御わけ柄により心得候事と存參候、かしく。

御請口上

か

す上

誰ぞ申給へ

一字一涙 此の御受の口上は、實に一字一涙とも申す可きもの。天下泰平の爲め、誠にいやいやの事、餘儀なく御うけ申上候事におわしまし候の一句など、眞に斷腸の感なくして、讀むことが出来ない。

幕府の正式奏請

斯くて十月九日に到りて、幕府からは正式に和宮御降嫁の事を奏請するに至つた。實は年寄の中上京す可きであるが、多用人少にて、所司代酒井忠義將軍の使者となり、高家横瀬山城守貞固、天璋院(近衛篤子)の使者となりて、虎の間に於て、武家傳奏廣橋光成、坊城俊克引接し、兩人より左の口上書を呈した。

口上書

大樹公御年頃にも被爲成候に付、御願被仰進候儀は、深御斟酌被思召候得共、和宮御方御縁組之義、御願被仰進候。何卒御願之通被仰出候得者、大樹公、天璋院御方にも、御満足被思召候。此段宜申上候。

光成、俊克の兩武傳之を奏上し、主上には小御所にて、酒井、横瀬の兩使に謁見仰

進獻目錄

せ付られ、兩武傳は將軍及び其の義母の進獻物目錄を捧ぐ。主上には天盃を兩使に賜り入御あらせられ、兩使は親王(祐宮、即ち明治天皇)御所、並に准后(英照皇太后)御殿に詣り、家茂、篤子の口狀を演べ、それ〴〵菓酒を兩使に賜はつた。其の進獻物目錄は左の通りだ。

禁裡え

公方様より

黄金貳拾枚、綿二百把

親王え

白銀 貳百枚

准后え

白銀 貳百枚

以上

禁裡へ

天璋院様より

白銀 二百枚

親王え

白銀 百枚

准后え

白銀 百枚

以上

第十一章 御降嫁問題の大停頓

【五九】 勅允未だ下らず

裏面周旋者

抑も斯く公然と關東より御降嫁奏請まで漕ぎ附くるに就ては、裡面に幾多の周旋者を要したるは勿論であるが、その中でも恐らくは岩倉具視、千種有文を以て、尤とす可きであらう。十月六日附にて、千種有文が、酒井所司代用人、三浦七兵衛、藤田傳兵衛に當てたる書翰によれば、

抑右一條(參照五四、五五)三卿(久我建通、中山忠能、正親町三條實愛)格別周旋被_レ申上、漸御氷解に相成、長橋(高野房子)新大典侍(勸修寺徳子)等一昨夕御使宮へ被_レ進、昨日以_レ親行院御受被_レ仰上(參照五六)、右に付東使來九日被_レ仰出候。(參照五八)且外に種々書取類も有之候、殿下(九條圓貞)へも昨日被_レ仰入候(參照五七)間、定て殿下にも御氷解と存候、昨夜にも島田(左近)より沙汰有之候哉、則昨夜右

第十一章 五九 勅允未だ下らず

大將(久我建通)退出候上、富研(岩倉具親)被招、右被傳候、富研亥刻(午後十時)頃入來、種々承候、右に付急々申入置度事有之、則仰之儀にて、三卿より被申傳候條、條有之候間、甚乍御苦勞、今日晝迄に一寸入來願入候。

以上によりて、裡面活躍の消息の一斑が推察せらる。

勅允御準

然るに主上は、十月九日、所司代酒井若狹守、高家横瀬山城守が、家茂及び天璋院使者として參内し、公式に和宮御降嫁のことを奏請したるも、未だ何等の御沙汰が無かつた。此に於て酒井所司代は、例の三卿、即ち久我建通、中山忠能、正親町三條實愛に就て、彼是運動する所あり、久我は之を諒として、主上に其旨を申し上げ、主上は大典侍、新大典侍、勾當内侍の三頭女房に勅し、書翰を橋本親行院に遣り、明日御降嫁の勅允を賜るも、和宮に於ては、異議あらせられざるや否やを問はしめ給うた。親行院は、明後年御上洛のことさへ幕府が奉承すれば、和宮には御異存なき旨を奉答した。主上は又た久我建通をして、之を酒井所司代に傳へしめ、其意を問はしめ玉うたが、酒井所司代は、老中に於ても、必らず奉承す可

主上より
宮への口

上書

き旨を奉答した。仍て主上には十月十七日、三頭女房をして、明日を以て、勅答を酒井所司代に賜ふ可き旨を、和宮に告げしめ玉うた。其の口狀書に曰く、

明年御下向にて、明後年御年忌之節、御上洛之事、右は關東え申達に相成、御返答相達次第早々可申上、右之義は、固より先達而も御受申來有之候故、此上違背之義申參候儀は、決而有之間敷、若州(酒井所司代)にも急度受合奉申上候間、御安心被遊候様にと申上候、右之通故、御安心に被爲、在候故、此通なれば彌明日御返答被仰出度思召候。

宮御承了

固より此上は和宮にも、彼是御申分のある可き筈もなく、即日橋本親行院を以て、何も御承知遊し候まゝ、よろしく御沙汰の御事頼入參候、猶御上洛の御事は、宜敷御願遊ばし候との奉答を上らしめ玉うた。

勅允に就
き御詰問

而して主上には同日又た九條關白を以て、武家傳奏坊城俊克に命じ、和宮御降嫁勅允問題に付き、一條忠香、二條齊敬、近衛忠房、鷹司輔政等の意見を詢はしめ玉うた。

朝臣奉答

和宮自關東御縁談被懇願候、御縁組御先例も被爲在、且叡旨も被爲在候間、可有御許容哉と思召候、所存被尋下候事。
右に付て左大臣一條忠香は、

和宮關東御縁組之儀、所存被尋下謹承候、愚昧之質、不辨當否候得共、叡旨も被爲在之由、且舊年八十宮御約定、並東福門院入内之上は、無巨難候歟、公武御一和は、國家之安全、衆人之所希候、但蠻夷之一件、未應叡旨之條、遺念候、此度之嘉辰何と歟御沙汰之御旨趣有之可然候歟、宜在聖慮存上候事。

以下御諮問を受けたるもの、何れも大同小異だ、此に於て愈よ十月十八日を以て、勅允仰せ出さるることとなつた。

【六〇】 公式の勅許と老中の書簡(一)

勅答書御授與

十月十八日(萬延元年)主上小御所に出御あらせられ、東使酒井若狹守(現在京都所司代)、横瀬山城守に拜謁仰せ付けられ、勅語を賜はり、武家傳奏廣橋光成、坊城

俊克は、兩使を虎間に引見し、左の勅答書を授けた。

大樹公御年頃にも被爲成候付、御願被仰進候儀者、深御斟酌被思召候得共、和宮御方御縁組之儀、御願之旨御念篤被仰進、及言上被聞食、攝家中へも被仰聞、公武御合體之儀、御機嫌被思召候間、可被爲在御契約之旨被仰出候、宜被申入被仰出候。

天璋院御方へも、御同様宜被申入被仰出候。

御降極告示

斯くて廣橋光成は、紅白縮緬十五卷を酒井忠義に、白紗綾十卷を横瀬貞固に賜ふ旨を傳へた、兩人は更らに親王御所(新宮)に詣り、紅白紗綾三卷を忠義に、綿拾把を貞固に賜はり、又た准后御殿に詣りて、親王御所同様の賜物を拜した、當日議奏久我建通は、旨を奉じ和宮御降嫁の事を、廷臣に告示した。

和宮御縁組之事、自關東再三被懇願候に付、正徳年中八十宮御約定、並東福門院御入内之御例も有之候儀、且深思召も被爲在候間、御許容被仰出候事。

斯くて十九日には、中山忠能、橋本實麗、野宮定功を、和宮御縁組御用掛となし、十

一月三日には、和宮關東入興扈從の内命を、公卿殿上人に降された、乃ち岩倉具視なども、其の前驅殿上人の一人であつた。

また停頓

好事魔多し、和宮御降嫁の一件は、百曲千折を経て、漸く實行の運びに近き來りつゝあるに際し、端なく普魯西、瑞西、白耳義との條約一件奏上の爲めに、復たしも停頓せんとする趨勢となつた。

普魯西條約

普魯西條約の次第は、既記の通りだ。(參照 開國初期篇七五、七六)然るに幕府が、是等の次第を奏上するや、主上には逆鱗あらせられ、幕府が前議に反し、主上を欺罔し奉ることを責め玉ひ、和宮御降嫁の延期を仰せ出されんとした。今ま老中奉書、及び酒井所司代の副書を掲げんに、

老中奉書に曰く、

老中奉書

當(萬延元年)七月李滯生國より使節差越條約取結之儀願出、亞墨利加ミニストルよりも、大統領より申付越候由にて、右使節願意御開届相成候様、使節並ミニストルより強て申立候に付、種々差支之儀等有之、御開届難相成、段辯論

を盡し、精々申諭候得共、本國より態々軍艦を仕出し使命を請渡來候儀に付、何分此儘歸國難相成、其上亞墨利加、英吉利等同様之國柄に候處、御國と條約取結候儀、不相叶候而者、國辱に相成候旨等、品々苦情申立、一圓承伏不致、無際限滞在可罷在様子、假令一旦強而差戻候共、速に又使節可差越哉にも相聞、且左に申進候通、兵庫並西海岸開港、江戸、大坂出商賣延期之儀、申談候都合も有之、旁無餘儀次第に付、神奈川、長崎、箱館之三港而已を以、條約取結候積、談判取極、猶應接之上、近々假條約爲取替候筈に候、尤種々及辯論、右條約取行ひ候儀は、追而本條約爲取替之上に無之候ては、不差許筈に候、彌假條約爲取替相濟候は、可申進候得共、先爲御心得申進候。

此處に假條約とあるは、何時もながらの幕府の瞞著手段にて、條約には眞假の區別はない、元來唯だ一の條約だ、それを假と云ふは、調印はしたが、まだ批准交換をせぬだけのことだ。

幕府の苦

尤も神奈川、長崎、箱館三港のみに限局せんと苦心したることは、事實其通りで

境
あつたことは、既記の通りだ。(参照 開國初期篇 七五、七六)但だ幕府は根本的に、諸外國に向つては開國、朝廷に向ては鎖國と、表裏兩面の使ひ分けをしたから、その爲めに抜きさしならぬ苦境に陥らざるを得なかつた。乃ち今回の一件も、靉面の一例だ。一方には、鎖國に復舊を條件として、和宮御降嫁を奏請しつゝ、他方には、新條約締結の事實を掩ふ能はず、上奏せねばならぬ始末に立ち到つたのだ。

和宮縁組御決定

萬延元年十月十八日

一 關東使參内、小御所へ出御成、御對面、此度關東より御願に而、和宮縁組の御事御願に附、御治定の御事仰出され候。大すけ様はじめ長橋様へ仰渡され候。三頭へも申渡す。口向え駿河とのにて仰出され候。今日
一 和宮様へ御治定仰進らせり。御使に大御乳事參り候所、所勞にて下り居り候ゆゑ、越後殿御使に參り。長橋様の御口上にて宮様御對面、御返答にてあらせり。御祝酒御認、九もし出る。

一 初夜比かへり參り。御手づから御包物、船籠子のおもし御人形一御盃下され候。若用物は板の物なり。御みやに御着二種上り。女中一統より御祝の御文奉書にて出る。

一 親王様よりも同斷出る。(押小路市子日記)

【六一】 公式の勅許と老中の書簡 (二)

兵庫開港
延期の困

老中共の申譯は、以下に接續してゐる。曰く、

兵庫並西海岸開港、江戸、大坂出商賣延期之儀、此程早川庄次郎え申含、委細申進候通、心配困苦罷在候儀に御座候。右は條約に書載有之事故、今更何分六個敷、其上條約濟國々悉く承伏不爲致候而者、難相成儀に付、先達而中より、種々辭柄を設、精力を盡し、論談に及候間、無餘儀事情は粗相分候様子に候得共、何

分双方國王之調判も相濟候條約書に拘候事に付、ミニストル共限決答は出來兼、政府之存意次第に候旨申立候に付、此上は彼國々政府え書翰を以及掛合、在留ミニストル共にも、骨折爲取扱候積、追々取詰及強談候得共、國王調判之條約書にも、書載有之候儀、何分廉立候辭柄無之。

以上は兵庫開港等延期談判の困難であつた次第を縷述したるもの。

普魯西利
用の策

然る處今般李漏生國へ兩都兩港（江戸、大阪、兵庫、新潟）を省き、條約取結候得者、兵庫、西海岸開港、江戸、大坂出商賣延期之儀、彼國々政府へ掛合候辭柄にも相成、在留ミニストル共内存も、李漏生條約三港（神奈川、函館、長崎）を以、取結相成候得者、強大國之李漏生さへ三港之外、御差許不相成と申事、外國々にても相辨へ、右等之儀を、國々政府に而も推量致し、兩都兩港（江戸、大阪、兵庫、新潟）延期之儀申込候辭柄に十分可相成由に有之。

此れは普魯西と制限的に、條約を締結することは、此の同一筆法もて、既に條約を締結したる諸國に及ぼし、彼をして兩都の開市、兩港の開港を、共に延期せし

利害計較

むる好辭柄となる可しとの意味だ、此れは必らずしも朝廷に向つて申譯ばかりでなく、老中共も概して斯く觀念して居たものであらう。

詰り當時開き有之候三港にて、兩三个國相増候共、兵庫、西海岸開港、江戸、大坂、出商賣延期之談判相整候方、遂に御爲宜儀に付、右等之邊をも、一同勘辨之上、一時計策之御所置を以て、兩都兩港を省き、前文之通、李漏生へも條約御差許相成候積取計候儀にも有之。

乃ち二三の新條約國を加ふるも、寧ろ兩都兩港延期の目的を達せしむるに若かずとの利害の計較より、此に至りし旨を告ぐ。惟ふに老中共も、當初は普魯西から條約締結を迫られ、窮餘の極、恐らく他の入智慧にて、交換便法を拈出し來つたものであらう。

尤延期之儀、國々政府返答之次第は難推量候得共、何れにも明後年之開港は爲差延候様、精々骨折罷在候儀に御座候。

此れも事實だ、尙ほ此事に付ては他に語る可き機會があらう。

彌延期治定候は、猶可申進候。

此れは決して容易の事ではない。

且又此度李漏生條約取結候上者、此後外國々より條約之儀は不申出様、亞米利加ミニストル等より萬國へ觸達爲及候積に有之候。

此れも夢中夢を説くの類だ。

瑞白また
拒否し難

併瑞西國之儀は、先般使節差越、白耳義國者、英吉利女王之親戚之由にて、條約取結之儀、先達て英吉利ミニストル申立、右二個國は、李漏生より最前に願出候を、差延置候儀にて、斷候辭柄も無之、無據儀に付、若猶又使節差越、條約之儀願出候は、右二個國丈けは、李漏生之振合にて、三港のみを以、條約取結之儀、御差許可相成積に候。

此れは所謂る據なき儀であらう、既に普魯西と條約を締結する上は、其の先口である瑞西、白耳義を拒否す可き理由も、口實も是れ無きは勿論のことだ。

新條約の

右様條約取結相増候儀者、素より不好儀に候得共、此外國々者及斷候旨及觸

利

達候上は、此上相増候儀も無之、並兩都兩港延期之儀、掛合通相整候得者、前文申進候通、却て御爲相成候儀に付、右之通取計候積に御座候、猶追々可申進候得共、先爲御心得應接之次第、一應申進置候、以上。

十一月十日(萬延元年)

本多美濃守
安藤對馬守
内藤紀伊守
久世大和守

酒井若狹守様

此の一通は、幕府が朝廷に向つて、普魯西國と新條約締結に付、最善の釋明文である、如何に分別しても、此れ以上の申譯は出來ない。

【六二】 酒井所司代の副書 (一)

申譯の中 老中等の書簡に添ふるに、酒井所司代は、更らに左の副書を以てした。此れは正しく申譯の申譯とでも云ふ可きものであらう。

別紙之通、年寄共より私迄申越候に付、入御聽置申候。(此れは九條關白)一體間部下總守より追々奉申上候次第も御座候而、五蟹(米、英、佛、露)貿易之儀は、暫御猶豫之義奉願、此上相増候義者勿論、超過爲致候義は無之、兵庫開港延期之儀、大坂出商賣引戻之義等は、追々盡丹誠可申段、言上仕置候處、尙又此度李漏生國より致懇願候に付、是迄相開有之候三港丈差許可申哉之儀に付ては、定て御不審にも可被思食哉に付、當時之情態不得止次第、内々私迄申越候儀も御座候に付、左に奉申上候。

隔意御米

抑一昨々年(安政四年)以來、御國內に姦計之者有之、種々惡說申觸し、殆と公武

以上は序説だ。

解

御隔意、今間敷儀を醸候處、主上御聖明に被爲渡、速に御氷解被遊候に付、姦徒忽失計策、公武御一和に相成候段は、誠以難有次第に御座候。

内外憂慮の狀態

此れは安政四年以來の事を云ふ。

然る處邊土遠境之者共、未だ御一和之次第、篤と不相辨者も有之哉にて、御全國一致と申事にも未だ至り不申候義者、當春(萬延元年)外櫻田亂妨之次第(并伊刺殺)にても御叡知可被遊、御國內一致不仕内、外夷と開兵端候ては、兼て奉申上候通、内患外憂一時に相發、御國內之擾亂、如何計に相成可申哉。

此れは國家内外の情態、洵とに憂慮に勝へざるを云ふ。

後年外夷拒絶の廟算

實に挽回之期更に相見不申候儀に付、大樹公にも、深く御憂慮被爲有、閣老共にも厚盡評議、當春(萬延元年)來皇女御縁組之儀、追々奉懇願候儀は、全く公武御一和を天下に表し、邊土遠境頑愚之民庶に至迄、難有安心爲仕、御全國一致之御政道に相成、七八个年乃至十个年之内には、銃砲全備、武備充實仕候上、外夷之義は、斷然と御拒絶に相成可申、其節彼より開兵端候は、閣國之力を合

せ、器械全備、練習熟之兵を以て、一時に討拂、皇朝之武威を、輝宇内可申と之御廟算に御座候て、幸に懇願之通り、御縁組御許容被成下、諸臣一同無此上難有安心仕候處、

聖明を欺

此れは公武一和を、天下に公表するには、皇女御縁組に若くはなしとの意、而してその上、舉國一致の力もて、攘夷の目的を達す可しとのこと、此れは全く聖明を欺罔し奉りたるもの、固より多言を要しない、要は只だ皇女御降嫁の條件として、幕府が不拂と知りつゝ、此の無責任手形を發行したるもの。

宇瀧生條
約に就き
米の幹旋

皇女未だ御下向も無之内、宇瀧生國より、使節差越し、交易之儀、致懇願候に付、應接掛之者より、再々種々盡辯論、固く相斷候處、一圓承服不致、亞米利加統領よりも、隣國之義に付、達て相願、右一國致許容、吳候は、最早相願候儀者有之間敷、萬國え者、亞米利加より觸達可及と迄申出候位之義に有之候處、

幕府の首
鼠兩端

今後七八ヶ年乃至十ヶ年を期し、攘夷を條件として、皇女御降嫁を奏請したる際、未だ皇女東下なきに先ち、更らに新たに條約を五國以外に締結するとは、如

何にも辻褄の合はぬ話、是迄條約を締結したる五ヶ國さへも、追ては之を破棄せんと、の準備最中であるにつけ加へて、今更ら別に新奇なる條約國を出來すなどとは、到底論理の允す可からざるところ、如何に普魯西其者が強談したればとて、將た米國がお節介を出したればとて、之を承引するとは、如何にも聞えぬ話だ、開鎖得失の議論は、姑らく措き、若し幕府が主上に御約束を申し上げたる筋道を辿らば、斷じて斯る事の出來す可き様はない、幕府たるものは、只だ一刀兩斷、普魯西國の要求を拒絶す可きであらう、然るに彼等は一方には至尊に攘夷を御約束申上げ、他方には普魯西との新條約を締結した、此に於て、幕府は首鼠兩端、左牴右牾、何れの方面に向つても、顯著の外なきに至つた。

【六三】 酒井所司代の副書 (二)

開戦の危機を
しのぐためか

酒井所司代は、單に老中共の書簡の意味を繰り返すばかりでなく、更らに新たな理由——然も大なる理由を加へ來つた。それは開戦の危機を、眼前にちらつかせることだ、

此上是非共相斷候得者、國辱を受候憤を以、忽軍艦を差越及戦争候義は必然之處。

此れは全く詭辯だ。當時の普魯西即ち一八六〇年の普魯西は、日本に軍艦を派して、日本と戦争する程の準備もあらざれば、希望もなく、ざりとて日本が條約を拒めば、憤慨は勿論であるが、その憤慨を醫す可く、直ちに戦端を啓く可き状態でなかつたことは、普魯西の歐洲に於ける國際情態から見ても、將た普魯西自國の情態から見ても、固より疑を容れない。此處に「必然之處」とあるは、事實は不必然と云ふ可きであらう。

開戦の不利

唯今李漏生と開兵端候得者、亞米利加は勿論、外四蠻(英、露、佛、粵)も忽致荷擔候は、眼前之儀、左候得者、最初之御廟算實に水之泡と相成、日本國中即今忽戦争

之地と相成、百姓塗炭に苦み、兵革無止時、挽回之期更無之事に相成候儀は、誠に一言之下に御座候。

此れも事實果して然る可き乎、否乎、頗る疑はしき臆斷だ。何となれば當國の普魯西さへ、開戦を敢てせざる情勢に際して、他國の米國其他が、その爲めに日本と開戦す可き理由は、一もこれなきからだ。此れは固より酒井所司代が、歐米の實情に通曉せざる爲め、一種の畏怖心に驅られ、斯く申したものと云へば、それ迄であるが、何れにもせよ、虚構の臆説を逞うして、至尊を欺罔したと云へば、その申譯はあるまい。

時勢止むを得ず

右に付而者、實に天下之動亂不容易次第に御座候而、眼前清朝之覆轍を踏候儀に付、尙又大樹公えも申上、盡衆議候處、暫緩兵之術を以而、李漏生に先づ三港を許し、與奪之謀を以て、最初御廟算之通、七八个年乃至十个年、國內一致、武備整頓之期に至り候を待て、一時に攘夷之御計策之方、萬全之旨、衆議致一決、候に付、實に不得止先許三港可申と之次第に相成候義に御座候旨、最前相増

候義者勿論、決而超過爲致間敷旨言上仕候と齟齬矛盾仕候様思召候處は、誠以恐入奉存候得共、今日之時態實に右之通之次第に御座候而、畢竟は永く國中を擾亂不爲致、七八十年乃至十年之後、一時に拒絶可仕處を目的に仕、緩急與奪都而右術中之儀に御座候間、右之處私篤と相心得、何と歟御不審も御座候は、具に可申上由、内々申越候次第も御座候に付、此段極密添て奉申上候。

苦しき申
譯

此れは將來は是迄の條約國さへも一切拒絶す可しとまでの覺悟を、奏上しつゝあるに拘らず、今更ら新たに普魯西などと條約を締結するなどは、實に前後撞著の至りであるから、如上の苦しき申譯をせねばならぬ次第に立ち到つたのだ、緩急與奪都而右術中之儀に御座候と云へば、幕府には何やら確乎たる大見識でもあつた様であるが、その實は外國に對しても、朝廷に對しても、何れも其日暮らし、其日逃がれの口實に過ぎなかつた、而して酒井所司代は、更らに結尾には左の一轉話を下してゐる。

拒絶勅命
御止め願
ひ

若又是非共唯今拒絶可仕と之勅命下り候様之義、萬々一御座候而者、實に御猶豫之詮も無之、全國忽ち戰爭之衝と相成可申候間、何卒深く御考量被遊被下、不得止次第御聽置被下候様、伏而奉希上候事。

十一月

忠

義

幕府側から云へば、如上二通の文書が、尤も朝廷の心を和ぐ可き好方便と思考してゐたのであらう、されど斯る欺罔政策が、如何に幕府をして自繩自縛に陥らしめたるかは、毎度指點したる通りにして、一回の申譯を做す毎に、一歩づつ幕府は、自から深淵に陥りつゝあつた、此れは畢竟最初の踏み出しが、間違つてゐたからであつた。

幕府御縁組御弘め

萬延元年十一月朔日

一當今御妹和宮御方御縁組御弘め被仰出。御下向之義は、可爲來奉旨、被仰出候。和宮御方、和宮様與可奉稱旨、紀伊殿始、惣出仕之面々江、於座々老中列座對馬守演達之。

第十一章 六三 酒井所司代の副書(二)

【六四】和宮御降嫁破談と延期の議

縁組破談の思召

主上には上記老中及び所司代の二通（參照 六〇一六三）を、議奏、傳奏の兩役に示し玉ひ、頗る逆鱗あらせられ、此上は和宮御降嫁を破談す可しと仰せられた。武家傳奏坊城俊克の日記に曰く、

十二月一日、庚申、兩役召御前（先是殿下參御前給、蠻夷三個國、普魯西、瑞西、白耳義）當七月已來、應接にて、無據交易假定約取かはせ候旨言上書、並若狹守書添等被爲見下。

一同披見存外之儀、一同奉恐入候旨言上。

朝臣破談延期の申入

右に付いては兼て御往復被爲有、是迄定約之五个國も、七八个年十年迄之内には、必々引戻に相成候趣、堅く御契約に付、今度和宮御縁組之事、御約定に相成候處、存外之儀申上、一同驚入、主上には逆鱗被爲有、右御縁組之儀、御破談被爲有度御沙汰候得共、先御延引之事、被仰遣候方穩かに被爲有候哉。御破談は何時でも被仰遣候共出來候儀、先々御延引之方被仰遣候様、一同奉願候に付、左候は、右之邊可取計、御内沙汰被爲在。

此の如く兩役の申請にて、先づ延期と云ふ事となつた。

橋本御召

但和宮へ被仰進候上、可然御評議に付、召橋本御前、右之趣被仰聞、思召之御趣意、議奏書取並關東より之書取、添書等被爲見下、今晚和宮へ言上之上、御返事可有言上被仰下、橋本宮之御許へ參向、兩役一同、先退了。

同上に付明日兩人（坊城、廣橋）若狹守へ行向可申入條、可取計以常丸被仰出。

此の如く破談の前提として、先づ延期の事となり、其旨を和宮へ傳ふ可く、橋本實麗を御前に召して、如上の次第を諭し、玉ふこととなつた。而して御前に於て、

和宮への御書

議奏久我建通が執筆したる文は、左の通りであつた。

宇漏生國、瑞西國、白耳義國等三箇國條約取結之儀、言上に相成候に付、兼て從關東言上と齟齬に付、甚御逆鱗、何分个様之處へ御縁組は御迷惑、被對先朝被仰譯無之、對和宮も御欺被遊候様に當り、如何被思召候に付、堅く御破談と之御沙汰候得共、關白殿初兩役一同にも御破談之儀は御斷申上、何卒兩三年御入城御延引に相成候様、勅使被立候御沙汰も被爲有、御尤に存上、猶若狹守、内談之上、御治定若勅使六个數ば、若州に一先、關東へ下向、此趣可申聞事。

和宮御答書

此れをも橋本に授け、和宮に示し玉うた、而して翌二日には、和宮より左の答書を捧げられた。

なを折から御用心様あらせられ候様、ぞんじ上參候、めでたくかしく、

寒中ながらさむさにおはしまし候、彌御機嫌よくならせられ、めで度有がたがり參候、左様に候へば、昨夜宰相中將(橋本實經)にて仰戴候、關東並に若狹守よりの書とり見せいたゞき、委しく伺參候、全體さい初より遠方さへこまり

候上、異人往來いたし候由承り候事ゆへ、旁々御ことわり申上候處、左様にもなきよし、關東よりも申參り、またあつき思しめしも伺、又望事もみなく承知に相成候事ゆへ、御請も申上候處、又々か様なる事にて、誠にくこまりこまり候處、此縁だん御やめにも遊し戴候との思しめし、誠にく有がたく存上參候、左様にも相成不申候は、何とぞ異國人みなく退散いたし、關東おだやかに候上にも候は、參り候へ共、左も無ては、此縁だん御理仰遣され候様、何とぞくよろしく願上參候、かしく。

言 上

か

す上

誰ぞ申給へ

武傳兩奏
入の酒井申

和宮の方は、勿論當初より進み玉はぬ縁談にてあつたれば、延期はおろか、破談は寧ろ尤も御適意のことであつたであらう、而して主上の御命を承けたる、武傳の廣橋、坊城兩人は、十二月一日、酒井所司代に向つて、明日兩人公務を帯び、其の役所に臨む可く申込んだが、折悪しく同人は感冒にて臥床中との旨もて之

を辭した坊城俊克日記に曰く、

二日辛酉今日申刻(午後四時)前より若狹守へ行向之事昨日申入承知之處過日以來風邪未快に付面談難計候間不差急御用にも候はゞ他日御行向に相成候様表向可申入哉又行向之振合にて以印封被仰給候哉之旨公用人より書中にて達越候左候はゞ行向之振にて以印封可申達答遣候。

此の如くして兩武傳と酒井所司代の間には書面もて此の談判が開始せらるることとなつた。

【六五】 酒井所司代の遷延態度

御沙汰書

武家傳奏坊城俊克の日記には更らに左の如く語りてゐる。

右之趣(參照 六四)殿下(九條關白)へ申入參上謁于議奏申入被言上候處少時兩

人(廣橋坊城)召御前若州(酒井所司代)所勞不能面會候はば以一封可達御沙汰因之如左。

幸漏生瑞西國白耳義等之三箇國新規條約取結之儀言上に相成候に付ては兼て從關東申上に相成候趣意と齟齬故甚御不審且如何に被思召候箇様之土地へ先帝之皇女御縁組は被對先朝被仰譯無之深く御案じ被遊候。且和宮をも何か御欺被遊候委に當り御迷惑に被思食旁此縁は堅く御破談と之御沙汰に候得共關白殿初兩役(議奏傳奏)一同段々理解申上候に付左候はゞ兩三年の處御延引被遊度御沙汰に候右應接之事筆談にて角立ち候ては公武御合體之邊にも拘り候儀故若狹守(酒井所司代)へ篤と申含下向被仰付度思食候得共段々丹誠之事共も有之甚氣毒に被思食候間公卿之内關東へ勅使被立度此旨若狹守へ可申聞御沙汰候事。右一紙議奏飛鳥井執筆(四折)於御前賜之。

右の御沙汰文は前日久我建通が御前に於て執筆したるものを更らに改訂し

酒井の問
題延期策

たるものにて、前書には、若州に一先關東へ下向云々の文句があつたが、この邊を聊か緩和してゐる。然も其の意味は原文と殆んど同一だ。(參照 六四) 酒井は果して實病であつた乎、虛病であつた乎、何れにしても彼は此の問題の決答を、成る可く延期せんとした様だ。此れは時間は自然の緩和劑であると考へたからかも知れない。

廣橋等の
入書
酒井氏申

彌御安全珍重存候、然ば蠻夷新規條約取結之儀に付、老中方より被_レ申越候書取、其許書添等、昨日關白殿御持參被_レ備天覽、其後兩役も被_レ召、御前、厚御評議被_レ爲有、御沙汰之趣、縷々今日兩人令_レ祇候可_レ申入、被_レ仰出候に付、御案内申入候處、又々一兩日御不快にて、對話難叶由被_レ示越候に付、其旨及言上候處、左候は、先別紙可_レ入見參被_レ仰出候、昨日御前之御次第は、掛御目委細不_レ申述候は、では、難書盡候、且和宮御方へも被_レ仰進、今朝御返書被_レ進候御寫、極内々入見參候、尙又書外面上可_レ申述、先此段申入候事。

十二月二日

俊

克

光

成

酒井若狭守殿

酒井返書

然るに酒井所司代よりして、翌三日、左の如き返書を與へ來つた。

尊翰致拜見候、彌御安榮珍重奉存候、然ば蠻夷新規條約取結之儀に付、年寄共より申越候書取並私添書等、昨日關白殿御持參被_レ備天覽、其後御兩役も被_レ爲召、御前、厚御評議被_レ爲有、御沙汰之趣、縷々御兩卿御來臨にて可_レ被_レ仰下旨、被_レ仰出候に付、御案内被_レ仰越候處、私又々一兩日不快にて、御面會難仕旨申上候に付、其旨言上被_レ成候處、左候は、先づ御別紙拜見可_レ仕旨被_レ仰出候由、尤昨日御前之御次第は、追て御面話可_レ被_レ下候旨、且和宮様へも被_レ仰進、今朝御返書被_レ進候御寫極内々拜見可_レ仕旨、尙又御書外は、御面話可_レ被_レ下旨、委細被_レ仰下候趣、夫々承知仕、御別紙等、慥に受取申候、未だ四五日之處は、何分御面會は仕兼候間、快方次第是より申上、御面會之上、委細相伺可_レ申候、先は御報申上度如此御座候、以上。

十二月三日

忠

義

廣橋 一位殿
坊城中納言殿

主上勅書

兩傳奏は此の書簡を、天覽に供したが、主上には直ちに左の勅書を賜はつた。以一封申渡候、先刻之若州返書一覽候、四五日は若州面會無之様子、左候は、大成事柄延々に相成候ても、如何候間、先勅使立候て宜哉、又は若州下向哉、右様之邊早々可申越、今一應兩卿より可申遣候様之事、自餘委細之儀は、尤若州面會之上にて、宜候事、便に申聞候、尤兩卿共、無如才事に候得共、廣橋には先日極位(一位)も、濟候事故、萬々一役儀に拘り候事出来候共、此度之一件は、天下の

廣橋奉答

如何にも主上には、酒井所司代の遷延をもどかしく思召して、右の如き御沙汰を廣橋、坊城の兩傳奏に賜はりたるものであらう、尙ほ彼等は連名にて、奉承の旨を申上げ、更らに廣橋は別に、左の通り奉答してゐる。

再言上(光成)先日厚蒙御憐愍、昇進之事、役儀に拘り候事出来候共、此度之一件、天下之大事故、身を不厭、格別に骨折仕候様、深叡慮、實に難盡筆紙、段々御厚御憐愍難有奉、畏候、急度精勤可仕候、仍御請奉言上候。

光

成

此の如く主上は、實に諸臣を督勵遊ばさるるに於て、寸毫も御油斷あらせられなかつた。

【六六】 酒井所司代公然の掛合引戻を申込む

兩傳再度の書

兩傳奏は、主上の命を奉じて、更らに酒井所司代に向つて、左の一書を送つた。

過刻は御答書令披誦候、(中略)然ば未御不快、四五日之處、御面話難叶由則及言上候處、此度之儀は、大成御事柄に候間、被立勅使候歟、其許下向被致候歟、兩端

之處先被聞食度旨御沙汰候間、御報承度存候、尤自餘之儀は、近々面上可申述候事。

十二月三日

酒井氏返書

而して酒井所司代は、即刻左の返書を與へ來つた。

尊翰致拜見候彌御安榮珍重奉存候、私未だ不快、四五日之處、面會難仕旨言上被成下候處、此度之儀は、大成御事柄に候間、被立勅使候歟、私下向仕候歟、兩端之處先被聞食度旨、御沙汰被爲在候間、御報可申上旨、尤自餘之儀は、近々御面談可被下候趣、委細承知仕候、右兩端之處、御用之筋、尙篤と相伺候上に無御座候而は、御請申上兼候間、不快少々も快候は、御來臨之儀申入、具に御面話相伺候様可仕候、先者右御報如斯御座候、以上。

酒井九條に頼る

此の病氣は、虚乎、實乎、何れにもせよ朝廷の氣勢を緩和する方便に利用せられたることは分明だ、此の間酒井所司代は、九條關白に就て、其の事情を縷陳し、平穩に局を收めんことを懇願し、關白も亦た諒とする所ありて、十二月七日、酒井

酒井兩傳宛の狀

は左の一書を、兩傳奏に與へた。

以內翰致啓上候、嚴寒難凌御座候處、彌御安榮珍重奉存候、然者過日者御行向之御案内御座候處、私風邪平臥能在不能御面會候段申上候處、御用之筋、先、以御書面粗被仰越、尙委細之義は、御書取も被成兼候に付、私快方之上、御面談可被成旨被仰越候に付、少々も快方に御座候は、御來臨之儀可申上旨、御答申上候儀に御座候處。

此れは是迄の行掛りに就て云ふ。

條理混雜の恐れ

尙又篤と拜見段々熟考仕候處、一體此度之一條關東より表立申越候儀には、無御座、全私心得迄に年寄共より以直書内々當時之形勢、應接之模様等申越候次第に御座候間、表立御兩卿へ御達申上候手續には無之、併其儘差置候次第にも無之候間、内々添書仕、關白殿迄申上置候儀に御座候處、不量御兩卿御行向之儀被仰越、全く右御用筋之儀に有之候旨、未だ具には不相伺候得共、御兩卿御來臨にて御面會致し候事に相成候得ば、全く御同前役前にて表立候

御用談に相成候に付、御用之次第、夫々關東へも致注進候儀に有之候處、内外之御用筋相混候ては、關東にても如何相心得可申哉、御内々之筋は、何方迄も其手續にて御談相成候様仕度、右躰御用之筋、條理致混雜候ては、御同前役前にも拘り候と存候得共、

將來葛藤の恐れ

此れは元來老中の内書、酒井の添書、何れも内輪の事、之を公然の朝幕間の問題とすべき性質のものではない旨を云ふ。

併面々之身分者、些細之義、一體御所向にて、御用之筋、御取扱方致紛亂候様、萬一關東にて心得候ては、公武之御間柄にも相響、實に恐縮之至に御座候。

此れは延いて朝幕の間に、葛藤を生じ來るの虞れあるを云ふ。

内交渉に引戻の利

右等之處、御兩卿にも篤と御勘考有之、可相成義に候はゞ、此度之御用向者、一先づ唯今之處にて御内々御引戻に相成候様御取計も可相成哉。故に公然の談判より、改めて内々の相談に引き戻す可きを云ふ。

且又年内格別餘日も無之處、度々之御使御返答、其外年内に是非々々取扱可

申表立候御用向多端之義にも御座候間、前件外夷之義に付、是非被仰出候御用も御座候はば、右は最初内々申上候手續を以て、關白殿之方え御内々御沙汰被成下候様相成候はゞ、御用筋夫々御條理も相立、右御用向取扱候御同前に御座候ても、格別難有可奉存、乃ち公然の御沙汰を取り止めて、關白の手より内々の交渉となす可しとの意だ。

右等之邊極御内々に申上候間、尙可然御勘考被下度、不容易御事とは奉存候得共、可相成儀に候はゞ、何卒早々御内々御引戻に相成候様、御丹誠被下度、御頼申候以上。

十二月七日

忠

義

廣橋 一位殿

坊城 中納言殿

此の如く酒井忠義は、單に病氣の所以を以て、兩武傳と會見せざるのみか却て

其の公然の掛合を引き戻さんことを申込み來つた。此れは固より九條關白との内交渉が出來上つた後の事であつたことは申す迄もあるまい。

第十二章 御降嫁決定

【六七】 和宮御降嫁順調に復す

兩傳酒井への返書

十二月七日(萬延元年)附前記酒井所司代の書簡(參照 六六)に付て、傳奏兩人(廣橋、坊城)より、左の返書を與へた。

昨夜御内翰委曲御示云々、御内々御引戻に相成候様可取計旨、是又承存候。早速關白殿へ申入候處、明日、明後日御參朝にて可仰上間、先芳書可上于御前被_レ命候に付、則御前へ上置候間、此段先申入度如此候也。

十二月八日

酒井答書

而して同夜酒井所司代よりは、直ちに左の答書を與へた。

以_レ内翰申上候次第、速に關白殿へ御申被_レ下候處、明日、明後日之内、御參朝にて言上可_レ被_レ成候間、先愚書御前へ御上げ可_レ被_レ成旨之御命に付、則御前へ御上置

第十二章 六七 和宮御降嫁順調に復す

被成候旨、不取敢被仰越候趣、承知仕候。全く公武天下之御爲と存申上候次第、御汲取、早速御取計被下候段、實に御丹誠故と如何計り忝奉存候。此上何分公武御都合宜様御周旋奉希候。

引戻決定

斯くて九條關白は、如何にして主上の逆鱗を御宥め申し上げたか、傳奏坊城俊克の日記には、左の如く掲げて居る。

九日戊辰、昨日從若狹守(酒井所司代)申越候書狀事、今日殿下に仰上候處、左候は、引戻以來從殿下御往復に可致御内沙汰之旨、殿下被命候。因之以印封申達如左。

(上略)抑昨夜は内々御念答、忝令披誦候。右一條今日關白殿御參朝にて被仰上、自同公御往復可有之、兩人(廣橋、坊城)より申入候儀は、引戻に相成候様被命候間、此段申入候。右之御次第故、去二日以来申入候書取、各御返之様と存候。

十二月九日

問題自然

乃ち酒井所司代の注文通り、此の一件は九條關白を仲介としての交渉となり、

解消

主上より傳奏もて直接所司代への往復は打切となつたばかりでなく、之に關する従前文書をも、回收せらるゝことゝなつた。既に九條關白の仲介となつたとすれば、關白は關東と同腹であるから、問題は自然に解消したものと認めねばなるまい。右に付いて酒井所司代の返書は、則刻に來た。

葛藤落著

(上略)過日來之御一條、今日關白殿御參朝にて被仰上候儀も御座候に付、關白殿より御往復可被下候間、御兩卿より被仰下候儀は、御引戻に相成候様御命に候間、其段被仰下候旨、右の御次第にも御座候故、去二日以来被仰越候御書取類、夫々御返可申旨、逐一致承知候。即御書取類不殘致返上候間、御落手被下度候。右御報如此御座候。以上。

十二月九日

此にて二日以来の葛藤は、一先づ落著となつた。されど幕府が空ら手形を出したる攘夷一件は、何時までも纏綿し來つたことは、今後に於て、追々確かめらるる。

御降嫁總許許恩使

斯くして十二月廿一日に至り、徳川將軍家茂の使者として、所司代酒井忠義、天璋院(近衛篤子)の使として横瀬貞固は參内し、虎間に於て、廣橋光成、坊城俊克兩傳奏に就き、和宮御降嫁御聽許の恩を謝し、左の口上書を捧げた。

今度和宮御方御縁組之儀、御願被仰進候處、早速聞食、攝家中へも被仰聞、公武御合體之儀、御機嫌被思召候間、可被爲有御契約旨被仰出、叡慮之程、深忝被思召、大樹公、天璋院御方、厚御滿悅之御事に候。此段宜申上候。

忠義、貞固は進獻目錄を差し上げたが、主上には御不例にて拜謁を賜はらず、廣橋光成に命じて、和歌巻物及び緞子貳端を忠義に、近江八景色紙、及び絹三匹を貞固に賜はつた。兩人は親王御所に詣り、繻珍五巻を忠義に、紗綾三巻を貞固に、又た准后御所にて紅白絹五匹を忠義に、紗綾三巻を貞固に賜はつた。而してその進獻目錄は、左の通りであつた。

主上御賜はり物

幕府進獻目錄

禁裡え
公方様より

御太刀 壹腰

綿 參百把

御馬(黄金三十枚) 壹匹

親王え 御太刀 壹腰

縮緬 參拾卷

御馬(白銀貳百枚) 壹匹

准后え 白銀 百枚

練絹 參拾端

以上

禁裡え

天璋院様より

第十二章 六七 和宮御降嫁順調に復す

【六八】 主上の御心を翻したる消息

朝臣種々の運動々々

抑も十二月二十一日、酒井、横瀬兩人が、參内して和宮御降嫁の御禮を申し上ぐるに至りたる(參照六七)順序に付ては、主上も九條關白と、其の以前に、彼是と御打合せられたる次第は、左記十二月十八日附の宸翰に就て知ることが出来る。

關東請使の事

雨天朦々敷候、彌御清安令賀候、然ば縁談請使之事、武傳より伺候得共、追て返答と申置候。然に一昨日も段々廣橋も申入にも有、右大將(久我建通)中山、正親町三條等も、何卒明日被仰出候願に候へ共、予不承知申答候へば、左候へば、廿一日と達て申入に候間、猶勘考と申置候。

此れにて如何に御側近の朝臣の中にも、關東側の希望を充たす可く、運動者があつたことが判知る。

右に就き九條に相談

右之儀は去九日尊公と談申候通之事にて、既破談迄申候を、各之宥により延期に成候位之事故、茲にて使うけ候も趣意齟齬いたし、只々金銀貫度計に、兩

使丈け濟し候様、風と存候人有之候も難計、左候へば甚威名に拘り候儀、尊公も御同意にて、來春にても宜由、過日御答之儀にて安心候處、右之仕合に成候。各達て勤め候も、少しこばみ付候や共存、歎息候、各方は其にても濟候乍、於予は少々不本意に存候。然深拒候事にも無之候や、仍御相談申候、何分にも宜様、御勘考頼入置候也。

主上聊か動くか

如何にも御尤の仰である。主上としては、一度破談とまで仰せられたる所を、掌を返すが如く、直に東使謝恩と申す段取りにては、餘りに其の變化が急遽に思召したであらう。されど群臣何れも之を主張するに於ては、主上の御心も亦聊か動く所あらせられたるもの歟。

若州(酒井所司代)年内にいたさんならん事なれば、廿五日以何候やと存候事。且亦去九日引戻しに成候儀は、未返答無之哉。若またと申儀なれば、一應若州へ御尋有之候様と存候事(參照六六)。

右之條々申入候也、猶又勘考頼入置候事、何も荒々大亂書御推覽、御覽濟直様

御返し頼入置候也。

十二月十八日

九條奉答

以上の宸翰に對し、九條關白は、左の如く奉答してゐる。

(前略)然ば關東より御請使被召之一件、段々御沙汰之趣奉敬承候。此儀御請之事恐入候得共、筆紙に認兼申候間、猶明十九日必出勤之上、尙又御沙汰も相伺度、且右之儀にても、若州より申參り候事も言上仕度、吳々も恐懼致候へ共、明日迄御猶豫偏に相願度、先々御請迄如此候。誠恐誠恐頓首謹言上。
且又御別紙は猶明日返上仕候。

十二月十八日

尙 忠

酒井催促

尙ほ酒井所司代からは、左の如く廣橋坊城の兩傳奏に對し、照會し來つた。

先日御掛合申入置候御祝儀物御進獻之御返答之儀、最早何分年内餘日も無之間、右御祝儀物御進獻御使相勤候即日に御返答被仰出候様仕度、宜御執計

兩傳關白
に申請

被下度存候事。

而して兩傳奏から、更らに關白に左の如く申請した。

今朝酒井若狹守面會仕候處、和宮御縁組御受並御祝儀等御使年内に無滯被爲濟候様相願度、段々月迫に相成、深心配之趣、兩人迄願居候、何卒明日御參被爲、在候は、來廿一日御受御使被仰出、廿四廿五日之中、御祝儀御使可伺定候様、御沙汰に相成候は、嘸若州にも安心難有可畏存候。此一紙(上記)受取候故、入御覽候。此旨宜預洩達候也。

光 成
俊 克

關白殿諸大夫中

酒井の裏
面運動

此の如くして酒井横瀬の兩使は、二十一日に參内することゝなつた。惟ふに此間には、種々の曲折があつたであらうが、朝臣の間に、如何に酒井所司代が裏面的運動をなしたるか、は、察するに餘りある。而して朝臣中にて、千種岩倉中にも

岩倉の運動が興りて大に居ることは、素より云ふ迄もあるまじ。

【六九】 結納の禮成る

納采の禮

十二月廿一日、和宮御降嫁勅許謝恩の爲め參内したる、酒井、横瀬兩使は、同廿五日桂御所に參向、酒井忠義は將軍徳川家茂の使として、

羽二重	紅白	百端
縮緬	紅白	百端
緞子		百端
五種		五荷

を捧げ、納采の禮を行ふた。而して横瀬貞固は、天璋院即ち近衛篤子の使として、大紋綸子 紅白 五拾端

目錄献上

禁裡え

公方様より

眞御太刀(正廣)	壹腰
御馬(黄金五拾枚)	壹匹
參種	參荷
親王え	
眞御太刀(正永)	壹腰
御馬(白銀參百枚)	壹匹
貳種	貳荷

准后え

・白 銀

參百枚

縮 緬(紅白)

五拾端

貳 種

壹 荷

敏宮え

白 銀

貳百枚

貳 種

壹 荷

壽萬宮え

白 銀

貳百枚

貳 種

壹 荷

以 上

禁裡え

天璋院様より

親王え

貳 種

壹 荷

親王え

壹 種

壹 荷

准后、敏宮、壽萬宮へ何れも同様壹種壹荷づゝを捧げた。

主上の御賜はり

主上よりは、傳奏廣橋光成に命じ、眞御太刀(陸奥守忠吉)壹腰、縮珍貳端を貞固に賜はらしめ、且つ酒饌を賜

はつた。兩使亦た親王御所に參向、之を申す。親王眞御太刀(和泉兼定)壹腰、紅白縮

緬五卷を忠義に、縮緬三卷を貞固に賜うた。又た准后御殿に於ても九十賀記卷

物壹箱、紅白絹五匹を忠義に、紗綾參卷を貞固に賜うた。

尙ほ當日將軍家茂より島津正宗の名刀を主上に、青江延次の刀を親王に獻じ

將軍の名刀獻上

た。

今度別段被進候御刀之儀は、關東にても格段詮議之上、御傳來之内、島津正宗

と唱候名物之御品被進候事に候、且又青江延次之方も、勝て上品之作に付、御

撰出に相成候趣に付、御兩卿(廣橋、坊城)迄御咄申置候、且又御拵之所は、御間にも合申間敷、且は御好も可被爲在候に付、御拵料にて、正宗之方五百金、延次之方三百金、右御刀に添被進候間、可然言上被成下候様、關白殿へ御申上被下候、尤右御刀御拵料共、明日以御附之者、御兩卿迄差上可申候事。

此の如く幕府からは、尋常一様月並的の獻上物以外に、主上の平生刀劍に特別の御嗜好あらせられたるを以て、徳川家傳來の名刀を獻上することとした、尙ほその折紙に付ては、左の如く釋明してゐる。

禁裡親王へ御進獻之御太刀は、前々折紙無之被進に相成候得共、此度別段被進候白鞘御刀は、御傳來之御品にて、正宗之方は、島津正宗と相唱、別而名物之御品柄に候間、別段被進之分は、折紙調、年寄共より差越候間、差進候事、而して其の折紙は左の通りだ。

禁裡え御刀 相模國正宗 代金五百枚 一腰
親王へ御刀 青江 延次 代金三百枚 一腰

名刀折紙

献上名刀拵料進獻

尙又た

今度爲御祝儀御進獻之御太刀、御好も被爲在候由之處、最早常御進獻之御振合に、御拵等も、出來候儀に付、右は其儘御進獻被遊候事に候、右に付思召を以、御傳來之御刀、禁裡親王へ別段被進候、尤御拵被仰付候て、可被進之處、御拵御好も可被爲在と被思召候付、白鞘にて被進、御拵御入用金被進候、御拵之儀は、思召通、當地にて出來候様取計可申旨、年寄共より申越候事。

と酒井所司代より申し通じてゐる、されば通常に差出したる太刀は拵付にて、特別に差出したる名刀島津正宗、青江延次は、白鞘の儘にして、拵は御好に應ず可く、其の拵料を獻上すると云ふ譯合だ、何れにしても主上の御機嫌を取るに付ては、幕府側でも、十二分の注意をしたことが判知る。

朝臣に贈與

尙ほ同日金壹萬五千兩を、朝臣諸臣に贈與した。酒井所司代の口狀書に曰く、今度和宮様御縁組被仰出、且御祝儀之御使被進候に付、右爲御祝儀、攝家方共、外堂上之面々地下役人に至迄、一同え御内々思召を以、金壹萬五千兩被下候

間、其段御兩卿え御達可申旨、年寄共より申越候事。
と、而して此贈金は、翌文久元年六月廿八日、攝家以下、堂上、地下諸官人一同へ、武家傳奏立合の上、分配せられた。

【七〇】 窮民賑恤の御沙汰

窮民賑恤の思召

必らずしも直接和宮御降嫁に付て關係ある事ではないが、然も主上には和宮御降嫁、公武一和に付ては、日本を嘉永以前の情態に引き戻すこと、即ち鎖國の舊に復すること、此れと同時に窮民救恤のことを幕府に諭さしめ玉うた。乃ち萬延元年十月五日附、和宮御降嫁一件に付、九條關白へ賜はりたる宸翰の別紙にも、

一 窮民救助之事、返答之趣、一通り相聞え候得共、聊飭文有之哉にも存候、眞

御手許金山城國窮民施與

實之慮、賑恤之意貫通、萬事不融通無之様、致し度事。
との思召があつた。されど爾來幕府は口には奉承して、手には之を行はなかつた。此に於て主上には文久元年二月十一日御手許金、黃金五拾枚を、所司代酒井忠義に下し、先づ山城國內の窮民を救濟せしめ玉うた。

二月十一日、頃年世上困窮に付、以厚思食賑恤之事被仰出、(昨日殿下傳仰給) 觀念之趣、久我殿御奉。

窮民救助之事、多年之思食、別而近歲困窮之輩多、其上諸色沸騰、下々之者彌難、立行段、被聞食、民者國之本、下民之困窮、其罪皆在予と日夜御心痛被爲遊候、如何にも難有き思召である。

武邊御贊の御望み

且今度和宮様御縁組御取結之儀も、全天下泰平之思食候、因之從御手元黃金五拾枚、窮民之輩不漏様下賜度、雖爲聊可致分配、若不行届分は、武邊にて可加、
勸考。

此れは主上の御指導に従ひ、幕府でも之を翊贊せよとの意味。

尤皇國中_レ之儀に候得共、別而山城國は、殊に御膝元_レ之儀、民之困窮難_レ被_レ聞捨、差當り山城國內早々可_レ救遣様、深思食に候、此旨人々へ可_レ申聞候事。

然るに四月廿三日に至り、所司代酒井忠義は、左の答書を、武家傳奏、廣橋光成、坊城俊克に與へた。

酒井氏答書

窮民御救助之儀に付、御趣意書之通、宜取計候様、關白殿被_レ命候條、先達て被_レ仰聞候、則關東へ相達候處、窮民御救助之事、多年之思食、別而近年困窮之輩多、其上諸色沸騰、下々之者、彌難立行段被_レ聞食、民者國之本、下民之困窮、日夜被_レ爲_レ惱、叡慮且今度和宮様御縁組御取結之儀も、全天下泰平之思召候、因て從_レ御手元、黃金五十枚、窮民之輩不漏様下賜度、右可_レ致分配、若不行届分は、武邊にて可_レ加勘考、尤皇國中_レ之儀に候得共、別而山城國は、殊に御膝元_レ之儀、民之困窮難_レ被_レ遊御聞捨、差當り山城國內早々可_レ救遣様、深思食候と之御趣意之趣、誠以難_レ有思食、斯迄に被_レ爲_レ惱、叡慮候段、奉恐入候儀に有_レ之候。

以上は勅意を繰り返したるもの、以下本題に入る。

御手許金辭退

窮民御救助之儀に付ては、既に關東にても、格別に御配慮被_レ爲_レ在、近年次第に物價高直に相成世上一統困窮致し候趣、被_レ爲_レ及_レ聞召、去申(萬延元年)五月中、右御救助筋は勿論諸品潤澤、物價平準に相成候様にと之厚き御趣意有_レ之、御國益御仕法被_レ仰出候儀にて、右御救助筋等、當時專取調罷在、其上窮民御救助之儀に付ては、度々御沙汰之趣も有_レ之候付、猶更厚く相心得、普く天下に行涉候様之仕法、專取調罷在、當地之儀も、鰥寡孤獨、貧困之者救助之儀、私より町奉行へ申達、當時取調中に有_レ之、且諸國共窮民救方、兼て夫々法則も有_レ之儀に付、及_レ飢渴餓死致し候様之儀は無_レ之筈に付、何卒被_レ爲_レ安、叡慮候様致し度、就ては格別之叡慮を以、折角被_レ仰出候儀には、候得共、御下金等有_レ之候ては、深く恐入心配致し候次第に候間、何れにも關東へ御任被_レ爲_レ置、被_レ爲_レ安、叡慮候様、宜關白殿へ可_レ被_レ仰上旨、御兩卿へ程能及_レ御内談候様、年寄共より申越候事。

聖意深厚

此の如く酒井忠義は、體善き言葉もて、折角御下賜の金を拜辭した。元來主上には、御心恒に庶民の上に在らせられ、萬延元年八月二十二日には、宸翰を九條關

白に賜ひ、幕府が外夷と貿易を行つて以來、物價騰貴、細民困窮の狀を聞こし召し、幕府に其の救済の方法を講ず可き旨を、所司代酒井忠義と商議す可き御沙汰あらせられたが、忠義は近日もて之を施行す可しと奉答したるに拘はらず、毫も其實を見ざるが爲めに、主上は議奏久我建通をして、更らに之を忠義に促がさしめ玉うたが、尙ほ依違して之を行ふの色なきを見させ玉ひて、此の如く御手許金さへも、下賜せられての御諭書となつた次第だ。然も幕府は之を辭退して、遂ひに聖意に獎遵するの誠を輸さずして止んだのは、遺憾の至りだ。

【七一】 窮民賑恤に關する往復文書 (一)

更に聖旨
傳達

主上には酒井所司代から、四月二十三日附にて、窮民賑恤の御沙汰に對する奉答書を差出したるに拘らず、尙ほ六月二十三日附にて、更らに武家傳奏、廣橋光

成坊城俊克兩人をして、左の通り、酒井所司代へ達せしめ玉うた。

近頃諸民困乏之趣被聞食、依之御救助之儀、先達被仰出候處、關東にも厚く御世話有之、專御取調中之由、先以御安心御滿悅之御事に候(參照七〇)但億兆之寒民、撫恤之儀、急に行互り兼候旨、御遠察は、被遊候得共、時日押移候内、邊境は不及、申、都下連も庶民窮途に陥り、萬一御慈育之期後れ候様之儀有之候ては、御遺憾不少候。

此れは主上が、幕府の聖旨獎順、撫恤施行の遅緩に付ての思召しだ。

民富みて
教化成る

尤從來之規則も有之、餓死に及候様之儀は無之由候得共、何れ之道、方今之時勢、窮困之多には相違も有之間敷、民富而後教化成は、古今之風習候條、自然戎狄捍禦之筋にも響合可申哉と御案痛之御事に候。

此れは御尤の思召だ。

尤關國之人民、御親疎御偏固は不被爲、在候得共、山城國中殊京師之儀は、目前之事候條、尙更難捨置候。

迅速扶助
の要

此れも御尤の譯合だ。

追々其元(酒井所司代)よりも賑濟之政術取調被申付無如才趣達天聽御怡悅には候得共尙迅速に扶助之道行はれ候様にと思食候。

迅速扶助が眼目だ。

黃金之儀も無據差支には可有之候得共厚き叡慮周流不致處御殘念に思食候。

如何にも其通りである。

夫逆右被仰出候筋一圖に御貫き被遊度と申様なる御私情は聊も不被爲在、只管飢渴を救ひ被下度御側隱之御事情相伺候ては實々銘々にも感泣に不

耐候。

寔に感泣に勝へなり。
此等之御場合篤と汲察之上何と歎施行之儀は出來間敷哉當時關東にも御政教被行届候所彼是被仰出候儀には無之候間總て不惡拜承有之候て可然

情理判盡

被及勘考候様可及演説被仰出候事。

如何にも情理を盡したる文字殊に末段に至りては朝廷よりの御沙汰としては餘りに言葉が謙遜に過ぎ朝廷御自身が幕府に向つて賑恤御求め遊ばざるかの様にも受取られ頗る朝威を減ずるに似たれども當時朝幕の關係は舊慣に仍りて勢ひ此の如くせざる可からざる情性が殘存してゐたから自から已むを得ざるものあつたかも知れない。

酒井奉答

斯くて七月九日(文久元年)附にて酒井所司代は左の返答を兩武傳に與へた。

(上略)過日御差越被下候窮民御救助之儀に付御趣意書之趣逐一奉畏候則別紙御請奉申上候間可然御取計被下度存候此段御頼申上度如斯御座候以

上。
七月九日

忠

義

廣橋一位殿

第十二章 七一 窮民賑恤に關する往復文書(一)

坊城中納言殿

別紙
酒井奉答

而して其の別紙なるものは、左の通りである。

近頃諸民困乏之趣被聞食、依之御救助之儀、先達て被仰出候處、關東にも厚く御世話有之、専ら取調中之旨奉申上候に付、先以御安心御滿悦之御事に被爲在候旨難有奉存候、但億兆之寒民撫恤之儀、急に行互り兼候旨、御叡察は被遊候得共、時日押移候内、邊境は不及申、都下逆も庶民窮途に陥り、萬一御慈育之期後れ候様之儀有之候ては、御遺憾不少思食候旨、誠以御子育之御仁心、如斯迄に深く御愛憐被遊被下候事、實々難有次第、感泣仕候。

此の如く感泣仕候と申す程なれば、迅速に、正直に、真面目に、聖旨に獎順す可きであるが、幕府は毎日口上のみにて感泣して、中々聖旨を實行しようとはしなかつた。其の次第は、以下を見て此れを知る可しだ。

〔七二〕 窮民賑恤に關する往復文書 (二)

酒井所司代の別紙は、以下尙ほ左の如く續いてゐる。

聖旨感激

尤從來之規則も有之、餓死に及候様之儀は無之旨申上候得共、何れ之道、方今之時勢窮困之者多には、相違も有之間敷、民富而後教化成は、古今之風習候條、自然戎狄捍禦之筋にも響合可申哉と、御案痛被遊候由、誠に以御尤至極之儀、無勿體難有奉存候。

斯く難有く感ずる程ならば、何故に速に聖旨を施行せざる乎。

京師新濟
急要

尤闔國之人民、御親疎御偏固は不被爲、在候得共、山城國中、殊京師之儀は、御目前之事候條、尙更難被爲、捨置思召候旨、如御沙汰、普天之下、率土之濱、御差別之可被爲、在様は無之候得共、邦畿之儀は、別而速に御撫恤被爲、在候儀は、自近及遠候道理、京師之儀は、尙更御急務之筋と奉存候。

京都所司代としては、斯く申す可きは固より當然の事。

追々私よりも賑濟之法取調申付候儀達天聽御怡悅には被爲在候得共尙迅速に扶助之道被行候様にと被思召黄金之儀も無據差支には可有候得共厚き叡慮周流不仕處御殘念に被思食候段誠以深く恐入奉存候折角之厚き御思召貫通不仕候様可被思食は實に以恐懼之至りに御座候得共無據次第之儀は先般具に奉申上御叡察被遊被下候儀と奉存候。

此れは單に申譯に過ぎない。

下金拜辭

全く厚き御仁心より被仰出候處は深く感戴仕候得共先般奉申上候次第にも御座候間何卒御下金之儀は先御見合せ被下候様奉願候。

何故に御手許下賜を拜辭する乎折角の思召なればそれを拜戴してその上に幕府より其の足らざるを補ふ可きでない乎。

尤格別之叡慮之儀屹度相立下々困窮之者共へ御救助之儀不相漏行届候様にと苦心仕盡丹誠爲取調罷在候得共何分於當地は新規之儀取建候事にも御座候間急に評議も落合兼彼是遅延仕候段は誠以奉恐入候。

全く其通りだ斯く遅延するは畢竟當局の酒井其人に誠意が缺乏するものと認めねばならぬ。

尤是迄當地之處は原伊豫守へ掛り申付置候得共尙亦此度御沙汰之趣も被爲在候間關出雲守へも右懸り申付兩人にて急々爲取調候間何れ不遠屹度仕法相立奉入天覽御安意被遊被下候様可仕候。

此れも空ら證文となつた。

尤夫迄之處差向き米價沸騰或は物價高直にて一時失産業窮乏に陥り候類は則一昨年も當春も夫々難澁之厚薄遂詮議當地は勿論奈良表迄も施米差出候儀に御座候間餓死に及び候様之儀は無御座候得共右は全一時之急を救候而已に御座候間何れにも難有御趣意之儀は一時之姑息に不流後世迄連綿永續仕候様之仕法相立度前文奉申上候通り専ら取調中之儀に御座候間其段可然關白殿へ御申上置被下度奉存候此度被仰出候御趣意之儀は京地而已之儀にては固より無御座候間御沙汰之趣早速關東へも申達候様可

永續仕方
取調中

仕候、右之段御請奉申上度、如斯御座候事。

七月

要するに此の返書は、文句は如何にも尤らしく聞ゆれども、其實は一片の空ら
手形となりて、何等の實行を見るに及ばなかつた。

關東年寄
共の狀

尙ほ八月十七日(文久元年)酒井所司代から差し出したる、關東年寄共の書付は
左の通りだ。

(上略)、扱又窮民救助之儀は奉畏候段申上、御安心被遊候由、先以難有奉存候
猶無油斷丹誠仕、別而都下之窮民は、早々取計、救助方仕法之儀、委細に言上仕
候様、御沙汰之趣奉畏候、右は兼て其地にて専ら取調中之趣に候得共、猶又早
早仕法相立候様精々取計可申旨、御申上可有之候。(下略)

八月十三日

松平 豊前守
本多 美濃守

安藤 對馬守
内藤 紀伊守
久世 大和守

酒井 若狭守様

此の如くして折角の聖旨も、只だ「取調中」の三字にて封じ込め、遂ひに其の聖澤
を窮民に及ぼすに至らなかつたことは、甚だ遺憾の至りであつた、尙ほ主上よ
り御下賜の黄金五十枚は大判にて、當時の時價にては一枚貳拾五兩と云ふこ
とであつた。

第十三章 御東下期に就き一停頓

【七三】 和宮東下延期

幕府の東
下延期申
請

幕府は當初遮二無二、萬延元年十一月には、和宮東下あらせられ、年内に御結婚
あらせられんことを要請し、その爲め朝廷へも頻繁と運動したる次第は、既記
の通りだ。〔參照 四四―四六〕然るに其翌文久元年三月に至りては、幕府の方か
ら、東下延期の申請をなすに至つたのは何故であらう。それは當時の志士の憤
慨に對して、幕府が警戒したからだ。

其理由

萬延元年三月三日、櫻田門外にて、井伊大老が、浪士に其元を授けて以來、幕府の
威信は、殆んど地に墜ち、或は外人を殺傷する者あり、或は各方面に於て、種々の
直接行動を企つるものあり、乃ち和宮御降嫁に付ても、志士の面々は、是れ畢竟
九條關白以下、朝廷の諸臣が、幕府の賄賂を貪りて、之を成就したるものと認定